

時の楔通信

第△5▽号

一九八二·七

序

として、通信の発行作業があることはのべておきたい。

対極にある領域の一つ一つ、掲載しきれないテーマの一つ一つは、私(たち)への逆提起の度合に応じてつねに△原本▽性とその応用への回路が公開されている。

さまざまに重層するテーマ群と格闘している過程では、どの一つをとっても、自己の切迫する条件からは「無」限の時間とエネルギーを注がないと、その総体をとらえ、うごかすことが不可能かもしれない、という感覚に圧倒されて視野が空白になるが、時の楔通信の位相でその断面を対象化するとどうなるか、と発想を変換することによって何かがよく見える瞬間が何度もあった。これは単によい

なお、通信の発行作業の基底には、時の桜——△▽語……に関する資料集——でふれている末字（約）書の構想の六年間の流れがあり、今年は、この構想自体を具体的に出現させるべく情況も存在の潮位がみちつあると感じている。六年間、決して手にしたり、ページを開く気にならなかつた△▽うカレンダーヴの一九七〇・二・二から一九七六・四・九の部分を媒介する年表△テーマのリスト作成に、いまとりかかりつつある。

内でテーマを制限したり、記録されたもの、その流れだけから読者や作或者の意識を拘束する力をつくり出しかねな、から。しかし、

それを含めて、なお通信への構想の作業がひきよせるテーマは可視と不可視の範囲を明確にしつつ、ある緊張度を増幅して迫ってくることは確かである。従って、私（たち）にとっては掲載 자체ではなく、掲載しきれない、むしろ掲載と対極にある領域へ突入する媒介

I
△神戸△地裁△大阪△高裁を媒介する△一公判過程〔抄〕……………三

II メビウスの環を重層させる（一）公判過程〔抄〕

△名古屋▽高裁

△松 江△地裁

東京地裁

批判の連鎖的構造について

通信などの応用、断片例

連環

II

メビウスの環を重層させる（一）公判過程 [抄] 二五
 △神 戸▽人事院審理
 △名古屋▽高裁 二七
 △岡 山▽地裁
 △松 江▽地裁 二九
 △高 松▽^高地裁
 △東 京▽地裁 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六

第一回 〈神戸〉地裁 ～ 〈大阪〉高裁

を媒介する～～公判過程〔抄〕

（註二）

理由

*判決〔抄〕

昭和四五年の第五三〇号、同第一〇七七号、昭和四六年の第九六六号、昭和四七年の第三〇三号

（罪となるべき事実）

被告人は、昭和三年から国立神戸大学教養部に講師（ドイツ語担当）として勤務していたが、同大学では昭和四年一二月ころ学生寮の運営問題等を契機として紛争を生じ、被告人はこの間の大学当局の対応に不信を抱き、以後大学に対し批判的な言動をなすとともに、同大学の定めた時間割による授業及び試験を拒否するなどし、昭和四五年一〇月一六日これらを理由として免職されたものであるが、（後註三）

本籍「……」
住居「……」
職業不詳（元国立神戸大学教養部講師―後註一）
松下昇
昭和一二年三月一日生

右の者に対する建造物侵入、威力業務妨害、器物損壊、建造物損壊、公務執行妨害、暴力行為等处罚ニ関スル法律違反被告事件について、当裁判所は検察官小浦英俊、同西村逸夫各出席のうえ審理して次のとおり判決する。

主文

被告人を懲役一年六月に処する。

この裁判の確定した日から三年間右刑の執行を猶予する。（後

第一 昭和四四年九月一日「……」（註）—起訴状と比較すると、「妨害」の根拠として「同教室が被告人らの主催するいわゆる自主講座に使用されていたものであることから」と説明され、「共謀」者の「約二〇名」の学生らは起訴状にない「ヘルメットを着用」させられており、退去要求の時刻は「午前九時二〇分」から「九時三〇分」へおぐらされている。）

第二 同年一二月三日「……」（註）—起訴状は教授会が「被告人の処分問題等を検討審議する」となっているが、ここでは「被告人に対する措置等の問題」と逃げ腰の記述になり、「共謀」者の「森川佳津子ほか学生約一〇〇名」は「学生約六〇名」と変化しているが、注目すべきは入室時刻が「午後四時ころ」へくり上げられ、かつ、威力業務妨害については削除している点である。また、これらの変化は同一事件に関する島岡和義、白川善純について

ての昭和五五年一月一日付判決の記述と同一である。）

第三 昭和四五年一月八日「……」（註）—起訴状の「ペンキで「く」

の字型一二個を書き連ねて」は「白色ペンキを用いてく型六対を

書き連ねて」と、ない知恵をしばった形跡がある他は「共謀」に

ついても森川とのみおこなったと起訴状と同一である。）

第四 同年四月八日「……」（註）—起訴状より、やや口語調の語句が數ヵ所にみられる他は内容的に同じといえるが、「共謀」者から森川の名が消え、すわりこみ開始時間が「午後二時五〇分ころ」から「午後三時四五分ころ」に大幅に変化している。これは事実認定の正確さというよりは、何としても有罪にしたいという布石で、退去要求の時刻として起訴状にない「午後三時五一分ころ及び同五五分ころの二度」をわざわざ入れている。しかし現場にとどまつた時刻を起訴状と同じ「午後三時五九分ころ」としつても、それが検挙状況一覧表にある松下の検挙時刻より十分以上早いことが明らかになることの怖しさを、この判決はふるえながらかくしている。）

第五 昭和四六年九月七日「……」（註）—「妨害」の根拠が起訴状では「かねてより……実力阻止する拳を出ていた」と低次元ではあれ身体的連続性から把握しているのに対し判決では「前示のとおり同教室がいわゆる自主講座に使用されていたものであることなどから」とし、「など」に象徴される判断不可能性へ追いやられている。「共謀」者は「（古川、松木、今田）他学生ら約六名」から「古川和義ら学生数名」と、自信がなくなり、各人の行動の記述も矛盾が多く、著しく文体的なもろさが現われている。

発言したとされる言葉の引用もそうであり、被告人を知る人は、

（証拠の標目）

判示全事実につき（註）—要約

一 被告人の当公判廷における供述（註）—形式的にどの判決にも記すまであり、本質的には△反△証拠の極限におかれている。）

一 （五回にわたる）証人戸田義郎（註）—会計学教官）の供述

(註——闘争過程の大学側最高責任者Ⅱ処分者としての比重で
ある。)

一 教養部広報第一二、一三、二二、二五、三〇及び三一号の各
号の各写し（註——被告人側が神戸大学から提出させるよう
に要求した正常化、処分過程の評議会、教授会、調査委員会など
の資料は部分的に提出されたものの、それさえも判決では証拠
から除外されている。）

判示第一の事実につき

小林正光（註——化学教官）、堀江格郎（註——生物学教官）、
中川努（註——英語教官）の各供述、司法警察員井林良幸作成
の実況見分調書、同植之原繁作成の現場写真撮影報告書
（註——坂本守信の供述、当日の新聞記事などは証拠から除
外されている。）

判示第二の事実につき

堀江格郎、湯浅光朝（註——自然科学史教官、教養部長）、
稻見悦治（註——地理学教官、教養部広報委員長）の各供述、
当日の教授会議事要録写し、司法警察員花田典和作成の実況見
分調書
（註——讃岐田 訓の供述は、より簡単な森川公判における
供述が無罪判決の根拠とされていたのに反し、本件のより正確
なものは証拠から除外されている。）

判示第三の事実につき

明石吉亮、岩田博（註——いずれも作業員）、加地博、黒田
一二（註——いずれも事務職員）の各供述、検察官作成（註——
結審直前の昭和五六年六月二三日付であることに注意）の実
述調書の批判文書は証拠から除外されている。）

判示第六の事実につき

堀江格郎、筒井浩（註——警察官）、宮田澄男（註——生物
学教官）、倉沢行洋（註——哲学教官）の各供述、司法警察員
筒井浩および司法巡察藤田長治作成の各現場写真撮影報告書
（註——浜本多恵子の供述、被告人側提出の写真、被告人ら
のビラなどは証拠から除外されている。）

判示第四の事実につき

堀江格郎、湯浅光朝、稻見悦治、岩林信行（註——警察官）
の各供述、司法警察員板東貞雄作成の実況見分調書、同植之原
繁、三宅利秋、筒井浩、岩林信行作成の各現場写真撮影報告書
（註——これらの証拠を解体しつくす竹中千恵子の供述、被
告人側提出の写真、警察官作成の検挙状況一覧表、学生便覧
の学年暦うつし、時の櫻通信第△2▽号原本などは証拠から除
外されている。）

判示第五の事実につき

杉本伊太朗（註——事務職員）、有本好孝（註——元学生）、
竹内義郎（註——英語教官）、福原平義（註——事務職員）の
各供述、有本好孝、佐古田義隆（註——事務職員）の検察官調
書、司法警察員久木田豊（註——竹本信弘氏の事件で松下の住
居を捜索した時にデーターメン押収品目録を作成し、あとでコッ
ソリ訂正した）作成の実況見分調書、司法巡察藤田長治作成の
写真撮影報告書
（註——坂本守信、竹中千恵子の供述、被告人作成の有本供
述調書の批判文書は証拠から除外されている。）

判示第七の事実につき

柳川高明（註——数学教官）、吉安光徳（註——ドイツ語教
官）、本田烈（註——フランス語教官）の各供述、司法警察員
丸尾雅一作成の写真撮影報告書（註——警察署で吉安の背広を
うつしただけのもの）
（註——坂本守信、竹中千恵子の供述、被告人側提出の写真、
△▽焼に関する新聞記事、東京地裁の宮内処分を不当とする
判決うつし、そしてめずらしいことだが検察側提出の被告人に
対する名古屋地裁の裁判決定書が証拠から除外されている。時
の楔通信第△1▽号七、一四ページ参照）

（争点に対する判断）（後註四）

一 判示第一の事実について

1 「……」右認定に反する証人坂本守信の供述は、不合理な点
を含み措信できない。（註——基本的な予断のみならず、被告
人側の要請にもかかわらず速記官を在廷させず要約調書にし、
その不正確さに対する異議申立を却下した上で坂本氏の全証言
についてこう判断するのである。）
2 「……」弁護人は、正式な授業は法的には同年一一月六日評
議会決定以後行なわれたものである旨主張するが「……」右主

（註——闘争過程の大学側最高責任者Ⅱ処分者としての比重で
ある。）

1 「……」右認定に反する証人坂本守信の供述は、不合理な点
を含み措信できない。（註——基本的な予断のみならず、被告
人側の要請にもかかわらず速記官を在廷させず要約調書にし、
その不正確さに対する異議申立を却下した上で坂本氏の全証言
についてこう判断するのである。）
2 「……」弁護人は、正式な授業は法的には同年一一月六日評
議会決定以後行なわれたものである旨主張するが「……」右主

ている内容を一方的にせまく認定して前記の信用性への疑いに結びついている。こうでもしないと公訴自体が粉碎されるという予感に脅えつつ。)

四 判示第四の事実について

1 「……」被告人も当公判廷において同日午後三時四〇分ないし四五分ころから、本件現場に座り込んだこと自体は認めている。（註——被告人はそのような発言はしたことがない。速記録さえも、まともに読まない裁判官の予断！）「……」（退去要求）後も被告人は、警察官によって同所で検挙される同日午後三時五九分ころまで同所に座り続けたこと、以上の事実が認められる。（註——検挙された時刻は被告人のみが他の人たちより十分以上おそいことが警察官作成の検挙状況一覧表から明らかであるにもかかわらず、これを証拠とせず、論告以下の水準へ落ちている。）「……」被告人の弁解は、不合理で措信できない。（註——「弁解」を「判決」とよむべきである。）

2 「……」同所の通行が事実上不可能で「……」教授会の開催妨害に向けられた威力の行使であると認めるに十分である。（註——ここにいう「事実上」という発想の浅さ、権力性は重要である。被告人らが現場に存在する契機や過程には、この世界の幻想領域総体に匹敵する振幅があり、「威力」は、「教授会の開催妨害」などをはるかに超えるものに向けられ続けている。その事実性をこそ私たちは開示しつつ敵対者を粉碎していくだろ。）「……」

五 判示第五の事実について

「……」（検察側各証人は被告人が）窓枠の上に登って馬乗

と、根本では被告人の遍在性に依拠しつつ公訴事実との無関係性をいおうとしていること、が明らかである。」「……」坂本、竹中の証言は、一貫せず、あるいは相互に矛盾するなど現場に参加した者の供述としては不自然であり、「……」神戸大学へきた理由や、その後の行動、は説得性がなく、右各供述はいずれも措信できない。（註——自分が理解できないこと、不正確な調書への異議などは全て信用しない、というのである。「」公判に参加した裁判官の供述の下限を示す一例である。）「……」判示第七の事実について

1 「……」（検察側証人の供述は）不自然な点は見受けられず、十分信用できる。

証人坂本守信、同竹中千恵子は、被告人の卵を投げる行動は見ていない旨供述するが、同証人らの供述はそれ自体信用性に乏しいのみならず、同証人らは被告人の行動を終始見ていたのではないことが認められる（註——逆である。二証人は重要な場面を最もよく共有しうる関係性にあった。検察側証人にに対して、全時間帯に被告人を見ていたのでない限り証言は無価値というのならば判決のいい方も少しは公平性をもつたが、本来、「見る」ということの存在感覚がまるで判らないまま予断で記しているにすぎない）ので、右認定を覆すに足りない。」「……」

2 弁護人は、試験の警備は教員の正式な業務でなく「……」公務執行妨害罪の客体である公務にあらざると主張する。

しかしながら、同罪にいう公務とは、公務員が職務に関し、その権限内で行なう行為であれば足り、当該公務員にとつて義務的なものでなければならぬと解すべき根拠は見当たらない。

りになりながら受講生に向かって判示のとおりの発言（註——ヨクいうよ！）をしていた旨一致して供述しており、措信できる。（註——「馬乗り」というなら、あらゆる闘争や日付や境界の裂け目に被告人が馬頭星雲状に存在している過程について

「一致して供述」してみよ！）

これに対し、被告人及び証人浜本多恵子「……」（の供述は）極めて不自然で、信用性に乏しいと言わざるを得ない。（註——あらかじめ信じないでおいて、このように言うのである。）

「……」被告人と右学生らとの共謀関係は、教室内への侵入についてのそれを含め、十分これを認めることができる。（註——教室に入る方針に△異議▽をもち教室外で逮捕された橋本和義、清水早子らは「共謀」から除外されているのか？）

〔……〕

六 判示第六の事実について

「……」共犯者である有本好孝の検察官に対する供述調書中には「……」被告人をかばう心情が窺われるところ、同人は公判廷で被告人の面前において、当日被告人が落書きをしたか否かという点につき答えたくない旨述べるにとどまり、これを積極的に否定する供述をしていないことからみて、同人の右調書中の供述は極めて信用性が高いと認められる。（註——一見、クロウトらしさを誇示するような見解であるが、人間の情念についての深淵をくぐった眼で供述と証言の全てを比較すれば、前記の要約は誤りであること、証人は、どの段階においても情況に直接むき合うことのできなさから不確定な証言をしているこ

（公訴棄却の主張に対する判断）
弁護人は、本件各公訴は検察官の訴追裁量権を著しく逸脱したもので無効であるから、公訴は棄却されるべきであると主張する。しかし、本件各公訴事実の罪質、犯行態様その他的情状及び証拠関係に照らし、いずれも公訴提起を相当と判断してなした検察官の本件各公訴は、訴追裁量を著しく逸脱した違法、不当のものとは言い難い。（後註五）

（確定裁判）
被告人は、昭和五一年六月八日岡山地方裁判所で公務執行妨害罪により懲役八月（三年間執行猶予）に処せられ、右裁判は昭和五二年一月二十四日確定したものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書によつてこれを認める。（後註六）

(法令の適用) (註——要約)

被告人の判示第一及び第四の各所為は不退去、信用毀損業務妨害、威力業務妨害、判示第二の所為は住居侵入、判示第三の所為は器物損壊、判示第五の所為は住居侵入、信用毀損業務妨害、威力業務妨害、判示第六の所為は住居侵入、建造物損壊(刑法二六〇条前段)一註すれば後段は「因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス」とあり表現論としても示唆的である。なお時

楔通信第八〇〇号4ページを参照)、数人共同しての器物損壊、判示第七の各所為は公務執行妨害にそれぞれ(註——公務員の数)と

行為が區別して罰せられている)該当するが、判示第一及び第四は一個の行為で二個の罪名に触れる場合であるから、それぞれ一罪として犯情の重い威力業務妨害罪の刑で各処断することとし、判示

第五、第六の場合は手段結果の関係があるので、それぞれ一罪として犯情の重い威力業務妨害罪、建造物損壊罪の刑で各処断することとし(註——第一と第四、第五と第六について、このように把握し、罪名とこのように対応させているのか、という一種の感嘆の声が出てくる。転倒すべき法秩序の手ざわり……)、判示第一ないし第五及び第七の各罪(註——どういうわけか第六の罪が見えなくされている。一九七一年九月七日のB一〇九闘争でも逮捕番号六だけが見えなかつたが……)につき所定刑中いずれも懲役刑を選択し、以上の各罪と前記確定裁判のあつた罪とは刑法四五条前段及び後段の併合罪であるから同法五〇条によりまだ裁判を経ない判示各罪について更に処断することとし(註——併合概念がこの水準で出てくることへの驚き。権力にとつては、事実性や闘争過程の連続性ではなく罪名や罰の連続性が意味をもつていて。このような意味のもたせ方

さには勿論とどいていない。

同三——これが被告人の経歴や、事件の背景を叙述している全文であるから呆れるばかりである。しかも視点のせまきは大学側の文書、検察官の文書に遠く及ばない。なお本文の註で第一～第七の事実について起訴状と判決の変化を叙述したが、いうまでもなく変化自体に批判の範囲をしぼっているのではない。このような範囲をはるかに越える巨大な問題群へ、起訴状も判決も到達しえずそれを圧殺していることへの怒りをこめて、まず双方の記述を比較しているのである。

同四——つねに、うめきのようにもれてくる感慨であるが、公訴事実や争点が、あまりに多岐にわたるので、反論の範囲や量や時間が権力以上のかから抑制されてしまっている。かりにへー／＼つか公訴事実がなくても、ほぼ同じ位の反論を展開しうるし、しなければならないのであるが、この反論が重い弯曲をもち、権力以上の何かへも向けられていることを忘れないでいたい。そして読者は、もう一度、被告人の「最終意見陳述」書や、弁護人名で提出された最終弁論(五月三日の会通信第二五号および時の楔通信第八〇〇号に掲載)をよみかえし、判決との、あまりの落差を再確認し、あなた自身の闘争へ応用し共通のへ敵へ立ち向つていただきたい。

同五——公訴棄却の主張が十年以上展開されたのに対し、この数行が判断の全てであるとは、

同六——確定していはず再審請求中である。時の楔通信第八〇〇号三三～三五ページ参照。

へ決して併合されないためにも私たちはたたかい続けるだろう。(最も重い判示第六の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で懲役一年六月に処し、情状によりこの裁判の確定した日から三年間右刑の執行を猶予し、訴訟費用は負担させないこととする。(註——被告人の最終意見陳述の主張へ反論しえず、かつ、あまりにおそまつな判決であることの後めたさの現われか?)

よって主文のとおり判決する。

昭和五六年一〇月二八日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長裁判官 荒石利雄

裁判官 石井一正

裁判官 笹野明義

後註〇——一〇月二八日の法廷では原稿がよみあげられたのみであり、判決正本は一月四日午前にやっとタイプ様式のものが作成され控訴申立書を提出にでかけた被告人の手に渡った。なお、この一月四日から人事院の口頭審理が開かれ(五月三日の会通信第二六号参照)、処分者側は、この判決を書証として提出している。

同一——職業を「不詳」としているのは被告人の最終意見陳述に対する裁判官の苦慮と水準の低さを示す。

同一——罰金刑でなく、懲役刑を選択しているのも被告人の最終意見陳述に影響されているであろうが、被告人の展開した発想の深

一九八一年一〇月二八日に、神戸地裁第三刑事部が申立主体に関するおこなった判決は、十年をこえるへー／＼公判過程が開示してきた巨大なテーマ群からの逃亡に終始しており、法を破碎し、こえて行く表現へ行為のへー／＼性への敗北を、法的言語としての有へ罪へ投影したのみであり、へー／＼性(その生命の根拠)に対応しえないまま解体をさらしている。

従つてへー／＼公判過程のさらなる飛翔によって、前記の判決をもたらす、この世界の構造を転倒するためにも「控訴」を申し立てる。永続的最終意見陳述の位相にある申立理由は追つて提出する。

＊ 控訴 申立書
　　被告人 松下 昇 をふくむ仮装被告(団)
　　大坂高等裁判所 御中
　　一九八一年一月四日
　　n 事審理の波をくぐりつつ……

(註——時の楔通信第八三〇号が添付されている。

同一——この申立書は、人事院審理が再開された一月四日の午前に審理に「不」出頭した松下から直接提出されている。

* 控訴趣意書〔抄〕

昭和五七年(う)第二九号

被告人 松下 昇

右の者に関する控訴趣意は左記の通りである。

昭和五七年四月一四日

右弁護人弁護士 河原昭文

大阪高等裁判所 第四刑事部 御中

記

第一 まず最初に刑訴法第三九七条第一項、第三七八条第二号による原判決破棄の判決もしくは同法第四〇三条第一項による公訴棄却の決定を求める。

原審裁判所は昭和五六六年七月二九日付の弁論の冒頭でおこなつた公訴棄却の申立に対し實質的判断を回避しており、前記の弁論に引用した憲法各条および刑訴法第三三七条第四号、第三三九条第一項第二号などに違反している。

また前記の弁論の最後で強調した「本件の七つの公訴事実を発生時間順にとらえるのでなく七個の中心にある第四番目（昭和四年四月八日の事件）の公訴提起の不當性から検討するならば、本件の全ての公訴事実は本来、出現しえなかつたという重要な関係性」について全くふれず、多くの証拠を採用しないまま形式的な判決をおこなっている。

この点に関連して「……」主張の要旨をのべる。

一 (註)——昭和四五五年五月二三日付の起訴状について)

(一) 「……」調査委員会の結成。「……」時の楔通信第△二▽号

二七△三三ページ「……」

(二) 同年四月八日「……」教授会メンバーの複数名が被告人の教授会出席を要請した。

(三) 「……」機動隊により誤認逮捕された。「……」被告人供述および竹中証言参照)

(四) 「……」原審裁判所が採用しなかつた検挙状況一覧表や被疑者発見報告書「……」

(五) 「……」誤認逮捕の責任をかくそうとする警察、検察当局と、被告人不在の間に一挙に違法な処分を強行しようとする大学当局「……」成績票および履習届の提出期限が迫っている時期。

(六) 「……」闘争過程を逆に積分。

(七) 「……」冒頭の申し立てを根拠づけ、深化させるものとし

ておこなっていることを銘記していただきたい。

二 (註)——昭和四五五年一月七日付の起訴状について) 同年七月六月付の告訴状「……」事件の日付は(註)——同年一月八日およ

び前年一二月末)前記の逮捕状の日付より前であるにもかかわらず、逮捕状の被疑事実とされていない。「……」七月六日に被告人の処分問題を評議会の議題にした「……」大学当局が処分に反対する動きの抑止、被告人の身柄拘束をのぞんだことは明らかである。

「……」告訴期間終了直前にあわてて告訴する政治的意図こそが審理されねばならないであろう。本来、告訴状の内容は同年一月段階で被告人あて（の）損害賠償「……」を基本としている。「……」しかし、それが被告人と全く無関係であることは周知のことである。(教養部広報第二二号七三一七五ページ)

「……」告訴権の濫用であるのみならず「……」証拠写真に関する偽証が明確になっている。「……」

三 (註)——昭和四六年九月一八日付と、同四七年三月九日付の起訴状について) 被告人に関する残り二枚の起訴状は、前述の二枚の出現以降、いわば公訴事実の自己増殖という形で出現している。「……」大学当局が被告人の懲戒免職処分を発表してから、この自己増殖は加速度を帶びている。「……」人事院審理や研究室仮処分異議申立をふくむさまざまの方針で自らの正当性を法的にも（註）——それ以上に存在的・仮装組織論的に主張しようとする被告人の学内における行動が全て不適に公訴事実へ結びつけられているのである。「……」(この項の最後で弁論の関連部分を引用している。五月三日の会通信二五号一九ページ上段3の後半を参照)

一 本件は、たんにいくつかの事件群の複合体であるのではなく、被告人を媒介する諸提起は現在の大学や各社会機構、さらに人間の幻想性大学闘争という名でよばれている世界史的事件が極めて包摂的に審理（註）——裁判所権力によってではなく、より根源的な審問の過程をさす）されているケースである。七個の公訴事実は、被告人の表現・行為の総体から恣意的に切りとられ歪曲された断片にすぎないが、にもかかわらず、この七個の公訴事実および十余年の審理過程は、大学闘争のテーマの基本的かつ極限的な位相を開示してきている。

「……」本件は決して過去に終了した事件ではなく、被告人を媒介する諸提起は現在の大学や各社会機構、さらに人間の幻想性大学闘争という名でよばれている世界史的事件が極めて包摂的に審理（註）——裁判所権力によってではなく、より根源的な審問の過程をさす）されているケースである。七個の公訴事実は、被告人の表現・行為の総体から恣意的に切りとられ歪曲された断片にすぎないが、にもかかわらず、この七個の公訴事実および十余年の審理過程は、大学闘争のテーマの基本的かつ極限的な位相を開示してきている。

二 原判決は本質的な意味での「情状」について判断していない。すなわち事件の背景、当局者の責任（註）——他の大学闘争に関する判決は、何らかの形で述べているのに対し、この判決は□をとざしている。□と共に極めて重要な情況としての被告人の処分、松下未宇の障害と死、裁判過程における諸提起についてふれず、形式的な業務としての審理・判決をしているにすぎない。これはある意味で強権的審理・重罪判決よりも悪質である。

第三 刑訴法上の控訴理由に関連してのべれば主として次の各条から原判決は不当なものである。

一 刑訴法第三七九条（訴訟手続の法令違反）

(一) (註)——いくつかの段階、特に昭和五一年四月一五日の公判

四 結論

「……」以下の論述で原判決の内容の批判を展開するけれども、

における併合請求の却下は憲法第三二条、刑訴法第八条違反)

(二) (註)——神戸大学に対する文書提出命令を部分的にしかおこなわず、また命令に対しても部分的にしか提出しなかったにもかかわらず結審した。刑訴法第二九八条第二項の趣旨に反し、かつ自らの決定 자체への責任をとらない。)

二 刑訴法第三八〇条（法令の適用の誤り）

〔……〕それぞれの罪名に根本的な疑義があるが特に〔……〕昭和四七年一月一五日の事件について〔……〕公務執行妨害罪の適用をうけているのは判例や常識からも誤りである。

一方〔……〕これのみ「共謀」とされていないのは〔……〕理解に苦しむ事柄である。

三 刑訴法第三八一条（刑の量定不适当）

この項でのべたいのは〔……〕原判決が量定以前の、いわば質定としての）有罪を判断する根拠 자체が刑訴法第三三五条第二項の趣旨を満たしていないということである。〔……〕

四 刑訴法第三八二条（事実誤認）

量的に膨大なので第四で各公訴事実ことにのべる。

五 刑訴法第三八二条の二（弁論終結後の事情）

(一) (註)——公訴事実を根底からくつがえす証言に対しては信用性がない、とくりかえすだけの原審裁判所は、これに反論するための竹中証人の再申請を却下したので、竹中証人は本件の弁論終結後の昭和五六年九月三〇日、一一月三〇日に自らの控訴審法廷でより正確な供述をし、原審の予断に反撃した。記録を提出予定)

(二) (註)——本件の公訴事実のうち前半の四個⑦処分理由にもなは

っている。十年ぶりに再開された人事院審理が昭和五六年一月と同五七年一月にあり、処分理由としての公訴事実を粉碎する証言がおこなわれたので記録を提出予定)

(三) 前記の審理で〔……〕四個の事件に関する重要な証拠が大学当局により一方的に押収・留置されていることが明らかになつた。〔……〕提出命令の申し立てをおこなう予定である。

(四) (註)——大阪高裁第三部に係属中の島岡、白川、同第七部に係属中の上原の控訴審との関連、相互立証の展開について。)

(五) 刑訴法第三八三条（再審事由）については、〔……〕これまでのべた各項の実質、根拠がそれに相当していることを強調していく。〔……〕

(六) 刑訴法第三八二条（事実誤認を中心として判決理由を批判すれば少くとも次の点が問題となる。〔……〕(註)——以下要点)

一 昭和四四年九月一日の事件

(一) 教養部広報、戸田証言からも当日に正規の授業は予定されていなかった。

(二) 被告人にに対する貸金カットが一二月になつてからおこなわれている事実が示す一月までの業務としての授業の非存在。

(三) B一〇九使用に関する教授会の判断は九月一〇日以後。

(四) 坂本証言の正確性と裁判所の責任。（要録調書しか作成せず、記録の訂正申立を却下）

(五) B二〇九教室の闘争との関連の無視。新聞記事、証言の不採用。

(六) 半年以上経過してからの政治的起訴。

二 昭和四四年一二月三日の事件

(一) (註)——本件の公訴事実のうち前半の四個⑦処分理由にもなは

る。〔……〕

(二) まず第一、でのべた水準の審理をおこなうべき。

(三) 検挙状況一覽表などの不採用批判。

(四) 起訴状と比較して原判決が、すわりこみ開始時刻を大幅におくらせていく意味。(註)——竹中被告人に関する名古屋地裁の一審判決との同位性)

(五) わりこみ集団と被告人の位置のとらえ方の決定的誤り。

(六) 教授会が流会した例、開始がおくれた例、その他、論告批判の諸点を全て引用。

三 昭和四五和一月八日の事件

(一) 島岡に対する判例を惰性的に適用しているが、閉会宣言後の被告人の行為とされるものから逆規定して建造物侵入罪を認め

威力業務妨害罪を消去するのは、行為の連續性・総体性を不当に分断評価するものである。(註)——検察官は逆に二つの罪名を認めよ、と控訴している。)

三 昭和四五和一月八日の事件

(一) 結審直前に提出し採用された検察側の実況検分調書は季節、時刻、照明などの点からも公訴事実の条件と正反対である。

(二) 檢察側証人の証言の決定的くいちがい。(註)——時の樋通信第八一〇号四二〇四四ページ参照)

(三) 写真に関する偽証(註)——教養部広報第二二二号六八ページ参考)と原判決の加担。

(四) 竹中、松下の供述は正確であり、表現論的にも重要。

(五) 事件直後の戸田学長事務取扱の態度(註)——「告訴することは考えなかつた」と処分段階での告訴。

四 昭和四五年四月八日の事件

一 昭和四六年九月七日の事件

(一) 「妨害」の前史的把握の欠損。

(二) 教授会が流会した例、開始がおくれた例、その他、論告批判の諸点を全て引用。

二 昭和四六年九月二二日の事件

(一) 浜本、中尾証言の不採用批判。

(二) 証拠写真の正確な評価をせず、予断による有罪結論。(註)——被告人が左右のどちらの足を中心に入れているか、の意味)

(三) 「デモ行進」グループのとらえ方の決定的誤り。被告人らのビラの不採用批判。

(四) 非存在で有罪とされた極めて不当な例。

(五) 檢察側各証人の証言の根拠の不正確さ。

(六) 仮装組織論や「事闘争の主体としての被告人への政治的告訴」

被告人が公訴事実の時間帯に現場から遠い「油コブシ」に存

在していたことに影響されて判決が時間を一時間ズラしている驚るべき暴挙。権力的逆ワープ。

七 昭和四七年二月一五日の事件

- (一) 原判決の認定する時刻、状況、「被害」者の順序は全て誤り。
(二) 「共謀」として起訴しえない破綻。(註――共同作業としての火炎焼の過程で発生した事件であるにもかかわらず。)
(三) 「妨害」されるにたる業務や公務の非存在。
(四) 東京理科大宮内処分に関する判例(註――試験の警備は正式の業務ではない。)当日同時に逮捕され分離公判で検察官の提出した証明書(註――「被害」者とされる吉安、本田は警備にさえ加わっていない。)
(五) 以上は被告人が現場に存在したかどうか以前に公訴自体の不當性を示す。

第五 結論

以上により原判決の不当性は明白であるが、第一でのべたように、まず原判決破棄もしくは公訴棄却についての審理をおこなつていただきたい。

なお、被告人からも控訴趣意書を提出する予定なので、弁護人からの控訴趣意書に対してもみならず、それぞれの内容の總体について検察官が答弁書を作成されるよう特に要望しておく。
(後註――この控訴趣意書の原案は、仮装被告(団)が作成している。第五の部分は、次に掲載する仮装被告(団)からの「控訴趣意」書の第五に全文引用(筆写)し、さらに、この通信に掲載するためにここで全文引用(筆写)した。この表現過程にこめられるなにかは、私たちに、ある(一)的な呼吸を与えてくれてもいる。)

それに向き合う責任がどのような深さをもつべきか、について全く無自覚であることである。
(……)原判決は被告人質問の段階の諸テーマ(「控訴」申立書に添付した時の櫻通信第△△号参照)や、弁論要旨および(最終意見陳述)書(添付する五月三日の会通信第二五号参照)の問題のひろがりに対応していない。〔……〕
第三の全項目に連続しつつ

一の(三) 原判決が前科として言及する岡山地裁昭和四九年(わ)第二一二号事件の発生は、本件の七個の事件の発生より後である。この時間性の転倒と意味にふれえないまま刑法第四五条(併合罪)、同五〇条(併合罪中の余罪)を適用すること、および被告人の表現(行為の本質的な連続性ではなく罪名の連続性についてのみ注目する法の構造)に対する異議を申し立てる。これは法令違反のみならず、法令自体の違反の象徴でもある。
なお前記の岡山地裁の事件は確定していらず、前科として扱うのはこの点でも誤りである。〔……〕(註――時の櫻通信第△△号号三三―三五ページ参照)

二、〔……〕原判決は第一、第四の事件は、それぞれ一個の行為で二個の罪名にふれ、第五、第六の事件は、それぞれ罪名に手段結果の関係がある、としているが、被告人の罪があるとすればこの水準では律しきれない(ある意味では法的な全ての罪を負い、かつその向うへ突出している)ので、刑法第五四条(概念的競合)の把握の仕方を含めて異議を申し立てる。〔……〕三、〔……〕「罰金刑拒否」について、被告人の(最終意見陳述)書(前掲二五号六―七ページ)を必ず参照されたい。

* 控訴趣意書[抄]

松下昇、未宇をふくむ仮装被告(団)

一九八二年四月二一日

大阪高等裁判所第四刑事部 御中

前記事件に関して弁護人から提出された控訴趣意書に次の点を补充する。番号・項目は弁護人の文書に対応しているので、これらについて包括的に答弁し審理されるよう要請する。

第一の一~四に連続しつつ

五、一審をへて、原判決の内容のみならず、審理過程、審理の前提としてこれらに交差する全てのテーマの対象化が、はじめて可能になっていること、

本件についての原判決破棄・公訴棄却の要請は大学闘争に関する全ての事件についての喻としてなされていること、
を控訴審にかかる裁判官、検察官をふくむ参加者總体が十分に把握し、自らの情況史・存在史の把握位相から見解をのべるよう要請する。

第二の一~二に連続しつつ

三、弁護人が「ある意味で強権的審理・重罪判決よりも悪質である」と述べている原判決の基本的欠陥は審理の対象が何であり、

四、この項目では、たんに事実誤認というよりは、原審裁判所には事実を公平に見きわめる態度、どのような視点からも根拠をもつ「信用」性の基準が全く欠如しているといわねばならない。

証人の問題についていうと、「……」被告人側の「……」(証人の)採用は四名で証言範囲は著しく削られ「……」しかも驚くべきことに、原判決の証拠目録には全く影をとどめていない。これは証言の破壊的な意味(公訴事実・公訴過程を根底から解体させる)に恐怖し、形式的に結審へもちこむための原審裁判所のアリバイ作りといわざるをえないであろう。〔……〕

五、(三)において(指摘した大学当局による重要な証拠の押収・留置は)「……」本件の第五~七の事件「……」(についてもおこなわれている)ことを強調しておく。

六、「……」(註――再審の情況性については、前掲第二〇号三三―三五ページ参照)

第四の全項目に連続しつつ

原判決が被告人の提起(前掲二五号六ページ参照)にもかかわらず、被告人の職業を「不詳」としているのは、本件の審理内容とともに事実性に関して原審裁判所が「不詳」であるとの同位相であることを示し、その自白である。〔……〕

一の(三)に補充し追加すると、「……」(――広報第一二号七ページと同第一三号二ページを総合して把握すると、大学当局でさえ九月一日の授業なるものを想定していなかったことが明らかになる。)

二の四に補充し追加すると、「……」(註――論告も原判決も「授業、試験を拒否する教官についての基本方針」を三つの議題の最後にあつたとしているが、議事録が示しているように二番目であり、

結論をもちこしたままで終了していたのである。学生らの入室は三番目の議題「カリキュラム問題」の終了直前ないし直後である。)

三の(3)に補充し追加すると「……」（註――月八日に撮影したとする検察側証拠写真には「月一二日に記されたチョークの文字がみえる。これだけでも原判決の水準は判る。」

四の(化)として補充し追加すると「……」（註――原判決は被告人が「検挙される午後三時五九分ごろまで座り続けた」としているが、却下した検挙状況一覧表には被告人のみが「四時十分頃」に逮捕となっている。これは原判決の事実認定、その根本姿勢が全事件について決定的に誤っていることを推定させる。）（……）

五の(2)へ補充し追加すると「……」（註――広場で逮捕された橋本、清水はB一〇九へ入る方針をもたなかつたし、松下はさらに別の発想を追求していた。原判決がいう「侵入についての共謀」などはありえない。）

六の(6)として補充し追加すると「……」（註――研究室公判の訴訟準備などのための入室は当時の裁判官でさえ認めていた。）

(七)「……」（註――被告人の入室時刻を一時間ズラせて有罪としていることの批判）

七の(1)へ補充し追加すると「……」（註――広報第三一号一〇一ページからは「犯行」時刻とされる「午前一時ころ」に松下も「被害」者も現場に存在しない。）

内このような「公務」概念の拡大は新たなファシズムの道を準備するものである。原判決は、そこまでの高度な認識からではなく、要するに起訴状通りの罪名を認めるためにいいくろつただけな

のかも知れないが、少くとも同位相の多くの判例への無知をさらけ出している。「……」（註――例として森川佳津子に対する第4刑事部の昭和五〇年一〇月二七日付の確定判決）

第五 結論で弁護人が強調している全文を引用（筆写）しておく。

（……）（弁護人からの控訴趣意書の後註を参照）

第六

（後註――弁護人の趣意書は仮装被告（団）の原案を殆んどそのまま応用しているが、その一週間後にこのような補充し追加を仮装して提出することの情況し情念の重さを感じていただければ幸いである。）

さらに、被告人側の控訴趣意表現と、一審での「最終意見陳述」書（五月三日の会通信第二五号参照）の位相差について注意を喚起しておく。いずれも法権力の私たちの闘争の扱い方の、すさまじい落差を批判している点では共通であるが、決定的に異なるのは、最終意見陳述は、裁判過程を媒介に提起したい全てのテーマを包括的に、かつ遠心的に投げつけているのに對して、趣意書表現では法権力の、一舉に控訴を棄却なしし形式的に終了させないために、可能な限り具体的かつ求心的にテーマを引きよせていることである。判決を介在させる、この二つの表現の方向性と構造は、多くの困難な領域へも応用可能であると考える。）

*控訴趣意書〔抄〕

〔……〕

昭和五十七年四月一六日

神戸地方検察庁

検察官 檢事 本井甫

大阪高等裁判所 殿

第一 控訴申立ての趣旨「……」（註――七個の公訴事実のうち六個は有罪であるが一個だけが一つの罪名の一つしか認めていないことの批判）

第二 控訴申立ての理由

一 公訴事実二の「一二・三教授会妨害事件」の概要について
二 威力業務妨害罪にいう「業務」についての法令の解釈・適用の誤りについて

1 「業務」の解釈に関する通説判例について（註――ここでは権力とヒマにまかせて判例を多數引用している。「現に執行中でなくとも業務」であるとして妨害を認めた例として、競馬場に釘を一樽分撒布した事案、開演直前に靴で舞台に上り演劇を中止させると怒号した事案など四つの他に、上野被告人の四・八事件に関する神戸地裁の確定判決をあげている。また「職務執行直後も業務範囲内」として妨害を認めた例として、財務吏員が差押をして引揚げる準備中に暴行をうけ

た事案、巡査がたまたま他人と雑談中に暴行をうけた事案、公務員が職務を終え、立ち上り帰りかけた背後から算盤を投げつけられた事案など十一をあげている。

いずれも、よんديいて吹き出ししそうになるものばかりではあるが、このような領域にまで侵入している法の適用の仕方の総体にどのようにとりくむかは重要なテーマである。）

2 本件教授会について「……」（註――「現に執行中」であり、「遂行すべき業務」としても存在した、とのべている。）

3 被告人らの行為が「威力」に該当することに関する事実誤認及び法令適用の誤りについて
1 本件侵入行為は、多数による一個の集団行為である。（註――閉会宣言以後の入室者も共謀、妨害の行為で同一とする発想）

2 本件の侵入の態様は、極めて激しい勢いであった。（註――従つて「威力」に当たるのは明白である、とする。）

3 教授会の閉会宣言は、本件侵入行為に起因している。（註――原判決が閉会宣言は打ち合せに従つておこなったとしていることへの批判）

（後註――この趣意書は一九八〇年一月一日の神戸地裁第三刑事部が、島岡、白川らに関しておこなった判決に対する検察側の控訴趣意書を殆んどそのまま転用したものである。前記の判決で島岡は松下と同様に一部無罪であった。前記の控訴趣意書は、昭和四六年四月二八日の島岡の事件の無罪判決についての控訴趣意をもふくんでいるので、上原に対する控訴趣意書にも転用されていると想像

される。各控訴審過程が被告人相互の問題で分離のまま進行するのに比較して、検察側が併合的、統一的に展開していく意味を把握し逆用していかなければならない。)

*答弁書〔抄〕

[……]

昭和五七年五月八日

右弁護人弁護士

河原昭文

[……]

第一 検察側の控訴申立は理由がなく棄却されるべきであり、その理由は次に述べるが、控訴審の審理においては、その水準の判断ではなく、被告人側の控訴趣意書の示す方向で審理をおこないつつ、その過程で検察側の控訴趣意書に対しても判断していただきたい。そうすることによって、はじめて原判決の不当性およびそれに包括される検察側控訴の不当性が明らかになるからである。

第二 検察側の控訴趣意書における次の事実記載の全面的誤り(以下要約)

- (一) 午前中の集会への参加。
- (二) 入室者の先頭グループに位置した。
- (三) 落書きし、教官を糾弾した。
- (四) 封鎖、監禁した。(以上の主語は被告人)

第四 「……」(註)——弁護人および被告人からの控訴趣意書、とくに第四の強調)

第五 検察側の論旨の誤りの根拠を端的に述べれば、被告人の行動と他の学生らの行動を一体化してとらえ、また学生らの一人一人の行動を区別せず均一化してとらえていることである。三九ページの記述(註)——検察官は、少人数が乱入したにすぎない、とする原判決を批判して、「木を見て森を見ない」とのべている。それを転倒させていうならば「森を見て木を見ない」のみならず、本来、何も見ていな、といわざるえない。(註)——記録に残っているだけでも、森川、島岡、白川らの参加の契機、行動の過程の多様性に目をみはる思いがする。これは全てのへ事件▽についてそうなのだが。)

したがって、法令や原判決や、検察側の論旨の均一性、権力性、既成事実性にまどわされることなく、本件をふくむ七個の事件総体および関連する経過の総体を、虚心に、原点から、被抑圧者の立場を包括する視点で再検討されるように要請する。それこそが控訴審制度の存在理由の基礎であると確信するからである。

第六 そのためにも、控訴審の審理の順序を双方の控訴の重複する事件についてまずおこなう、という形式的处置ではなく、被告人側趣意書の第一、第五でのべた水準で開始していただきたい。これは被告人側の利益からべるのではなく、事件の追求や裁判のあり方の本質的な再検討という立場への利益からべているのである。なお、検察側の答弁書提出後に被告人をふくめて、さらに答弁書を追加補充する。

- (五) 議題の順序
- (六) 被告人らの「侵入」時の議題
- (七) 議長の発言

第三 業務についての解釈の誤り

(一) 検察側の論旨は、中断後の再開が予定されていれば、実施すれば立証可能な限りのものであるが、中断や再開の予定がなかったことは立証できない。右の論旨は前提を失う。

(二) また、業務の中止が自発的でないときも業務はなお執行中であると解すべきとの論旨も「……」終了宣言がなされていたことが明白である以上、理由がない。

(三) さらに、学生らの入室後も教授会を続行しなければ法的な保護を受けられないのかとする反問的見解は詭弁にすぎない。事実に即して考えれば、教授会議長や構成員は「……」むしろ自発的に教授会を終了させ、学生らとの討論に応じているのである。まして退去要求など一度もおこなわれなかつたことは証拠の示す通りである。

(四) 全般的に検察側の論旨は、「業務」の概念を不适当に拡大し本件と全く無関係な判例を引用しているが、これは大学闘争および、さまざまの正当な闘争ないし、それ以前の抗議行動に対する予防的判例作り(の意図から)である。検察官は、いみじくも「この点、威力業務妨害罪に関しては適切な判例はないが」(註)——「この点」とは前記(二)に関するものとのべ、新たな判例作りを裁判所に要請している。この要請が暗い歴史への道を準備していることはいうまでもない。被告人側は、この点を明確に警告しておく。

(後註)——趣意書の場合には、弁護人からのものと、被告人からのものを重層して提出したが、答弁書については、仮装被告(団)

の原案による弁護人からのものだけにし、検察官の答弁書がもし提出される場合には、「被告人をふくめて、さらに答弁書を追加補充する」という方法をとった。答弁書には趣意書のように提出期限がないことと、仮装被告(団)が最終的な批判の水準を確保しておいたためである。検察側は現段階でまだ答弁書を提出していない。

同二——答弁書提出後の「自主ゼミ」における討論で次の視点が明らかになっている。一つは、検察側の趣意書は法的違法性へ強引に論理を引きしほっているが、むしろ一二・三の現場では「中止」という形の「業務」があり、本来の教授会業務を保護しようとしたものの、それではおおいくせない闘争者と秩序のむき出しの対立形態が出現しており、これをこそ本当は罰したがっているということである。もう一つは、前述の森川佳津子に対する同一事件の無罪判決に関して検察側が控訴しなかつた意味の対象化である。いずれも今後、応用していく。)

*控訴の情況論的

表現論的位相について

いくつかの控訴に関連する表現を作成したり、入手したり、コピーしたり、筆写したりする過程で、最も多く訪れた感覚は、一番に述べる表現の場合は、たえず現在と次の公判の指向性が問題になつたのに比べて、どのようなささいな表現にも一審の十余年の時間性が背後にあるという手ざわりであった。さらに、いくつかの考察を

しいるテーマを断片的に列挙すると、

一審が実刑である場合にのみ控訴するか、それさえしない殆んどの被告人と、その対極にある控訴すべき理由が法をはみ出しているため、あえて沈黙する被告人の実存をどのようにくみこむか？

一審過程は人定質問の拒否の持続、仮装被告團による審理の占拠という方向性で開始されたが、二審^トで自ら名乗り、かつての共同被告人と相互に分断されて審理に応じる、むしろ請求する意味は何か？

一審では不出頭に対し勾引や勾留という身体的拘束があるが、二審^トでは出頭は義務づけられず、かつ弁護人にしか訴訟能力が認められない構造にどう立ち向かうか？

他にもあるが、まず前記の三つの問い合わせの根拠をくぐつてつぶやいてみると、私（たち）が控訴をおこなう場合、判決自体が、とりわけ身体的に拘束してくるという不利益をふくむ不当性をもつためだけではなく、また、現在の法的な三審制度に許容されつつ、原判決の変更ないし取り消しを請求するためでもない。私（たち）は裁判過程という形態をとつて私たちを媒介する、この現実の構造に対してへ大学^ト闘争の本質を対置させ続けてきたといえる。従つて三審どころか一審さえいの場合も（起訴されない仮装被告は正にそうであるし、控訴しない大多数の刑事被告人こそ無意識の仮装被告なのだ。）私たちのテーマの展開を阻止するあらゆる力とたたかっているのである。審理指揮に従わないことにより身体的拘束が明確に想定される場合にも。私たちの審理の最終的な場は、国家や裁判制度を解体しつくす、その向こうに拡がっており、同時に国家や裁判制度と格闘する

度合でこそ、たんに共同幻想の矛盾のみに収束してとらええない全幻想性領域の矛盾との対決も具体的になつてきた。

さらに、当然のことであるが、私（たち）の判決結果に対して、ではなく、裁判過程総体と、それを含む十余年の時間性、情況の拡散に対してたたかうのであり、そのための戦略的視点から自ら名乗り、審理を請求することもある。一審の第一回公判で人定に応じないで、その結果、制裁裁判を口回うけたが、公判から垂直に突出する制裁過程では、自ら名乗つて抗告し、公開審理を請求したのが示唆的である。

二審以後の出頭義務免除は、審理の幻想性の進行、現実の権力的微分が、さらに微分化され、抽象度が口乗されていく過程に対応している。民事公判、人事院審理などにくぐった人には自明であるが、これらの身体性を抽象される審理過程は、逆に幻想性拘束の苛酷さを帯びてくるのである。いくつかの裁判所、たとえば東京高裁の刑事部と東京地裁の民事部が同じ建物の中にあるのは偶然ではない。この建物の中では当事者の出頭が義務づけられず、審理をうける者の主張が国家の許容する法律解釈の下限で処理されるという点で共通している。同時に、高裁判事部へ拘置所から出廷させてくれる人たちの実存やテーマと、いかに共闘しうるかは持続的に問われるとしても。私（たち）は、裁判の幻想性やその突破について、いくつかの予感的達成を形象化してきている。（一九七〇・七・三一「裁判を一つの比喩として展開されつつある闘争に関するレジュメ」）「あんかるわ」第二六号に掲載。「実刑について」二時の楔通信第二〇〇号に掲載。その他、第八三〇号三四四ページを含むあらゆる表現に潜ませてきたつもりである。）

大学闘争の裁判に関する控訴の趣意書を八〇年代に入つてから構想することになるとは私たちのだれも想定していなかつた。へおくれて／やつてきた者の位相で私（たち）は、これまでの裁判闘争の控訴に関する表現を可能な限り検討し、多くのことを学び、新しい発見や感動を得た。表現や生きざまを通じて共闘して下さった人々にお礼を申し上げたい。先行する闘争費^トのいずれもが、この号に掲載した表現群が到底もちえない極限的な怒りと、美しさに輝いている。全く残念なことに、それらは殆んど遠くの共闘者（空間的にも、時間的にも、一的にも）の眼にふれないままに消えようとしているが、それを消そうとする自然過程をふくむ圧倒的な力への対決をふくめて私（たち）は、今後の控訴審^トで出会う全てのへ敵^トと対決し続けるであろう。

*いくつかの経過とテーマ

一九八〇年一二月一一日に一審判決のあった島岡（旧姓・橋本）、白川（旧姓・櫻木）の二名に対し検察側のみが控訴した。上原や松下の一審^トの経過を注目してか趣意書提出期限や公判期日は大幅におくらされ、検察側の控訴趣意書は一九八一年八月一日であつた。控訴の対象は、白川については一九六九・一二・三事件の無罪判決（註——島岡は松下と同じく一部有罪）、島岡については、四つ^トの公訴事実（第八三〇号三七ページ参照）全てについてである。なぜ有罪判決の部分をふくめて検察官（山本嘉昭）は控訴するのであろうか？ かれは余裕をこめて、次のように最後に記している。

「なお有罪判決のあった公訴事実第四（註——一九七一・五・一九）は、無罪判決のあった公訴事実第三（註——一九七一・四・二八）と併合罪の関係にあるが、これを先に確定させると右無罪判決が破棄される場合、被告人に併合罪として裁判をうけさせる機会を失わせることとなるため、右有罪部分についても併せて控訴に及んだ次第である。」

これは検察官のへ好意／ないし法的總体性感覚と見るよりは、自ら控訴しなかつた被告人側の自己／批判の媒介としてうけとるべきであろう。

第一回公判は一九八一年一一月二〇日におこなわれた。（高裁第七刑事部の裁判官は山本、瓦谷、梨岡）検察側は桂、黒田、堀井、堀江、倉沢の五名を証人申請。被告人側は二名が出頭したもの。検察側の控訴趣意書に対する答弁（反論）書の作成もできていない準備不足を開示した。

第二回公判の一九八二年一月一九日と第三回公判の二月二六日に堀井証言が一二・三事件についてなされ、分銅弁護士の反対尋問は松下の公判での讃岐田証言速記録（一九八〇・九・一九公判）にもとづいておこなわれたが、法的に詳細な、証人への糾弾的発問がや目立った他は、事件自体のn事闘争総体に占める位置、現在的^ト未來的意味の追求には欠損がみられた。

第四回公判は一九八二年六月八日に桂証人（パリ・コンミューン研究者）の一・八事件の証言を内容としておこなわれ、無罪判決の根拠となつた「現場以外の場所に清水早子といった際に別の赤ヘル学生と誤認され逮捕^ト起訴された可能性」について検察側の反論を補強する発言がなされた。これを解体するには、被告人の当時^ト現

在の政治組織とのかかわり、いま最も遠くにいる△対∨との総括の開始が不可欠であるが、その契機は深い困難の中に埋もれたままである。反証の熱意がない、と察した裁判官は次回（七・二三）に堀江証言（七一・四・二八について）をさせ、その後、被告人質問△結審という路線をかためつづある。

島岡被告人に関しては他の三名と共に△三・一△事件(第△三△)の判決が一九八一年二月二十四日にあった。(神号三五ページ参照)

戸地裁第五刑事部、小林裁判長) 傷害と監禁の沢被告人が懲役三年執行猶余三年、監禁の島岡・土方・池谷の各被告人は懲役二年(一
年六月、執行猶予三年(二年。(弁護人は分銅氏)

この事件は判決内容の重さや、公判期間の長さにもかかわらず、神戸大学を媒介する裁判闘争の中で、かなり異質な進行をした。そ

の理由の中には、被告の中心に、学外の党派指導者がいたことや、罪名に象徴される暗さが、被告人をふくめて闘争者全体に十分解放された討論へ対象化作業をさせえない重力を持っていたことがあげられる。

の控訴がおこなわれないまま判決が確定している。

しかし私たちにとって、この事件の意味の追求は、これからも持続していくかねばならない。パリコードとは？ 暴力とは？ 党派の

指導と全共闘運動の関係は？ これらの問いは、事件当時から自主講座のテーマであった。松下は、この問い合わせるために一九六九年三月二日の日共や機動隊に包囲されたバリケードにとどまつ

たのであるし、その時の暗い情念の止揚方向が三・三→四の入試に対する表現行為、八・七→八のヘバリケード▽解除時の存在の質を

きめている。

猶予三年、他の二人に八月～六月（猶予二年）、女子組合員を含む残りの四人に罰金二千五百円をいいわたした。全員でなく代表者が控訴する予定とのことです。

判決内容、裁判過程（期間のみならず、地労委、民事をふくむ）などに事性）、罪名（例、ペンキによる表現に対する建造物損壊）などに

一　一公判との同時代性がみられるが、闘争過程をふくめてさらにのべれば、神戸大学闘争が一九七一・九・七闘争以降、困難な段階へと進んでいったことは、島田寅彦によれば、大きな意味で「二重化」したといふべきである。

はさしかかった頃に、島岡被告人らは、大学闘争の限界を突破する
という志向性で参加していくた、という位置にある。新左翼弁護士團
にとつても模範的な闘争であると評価された。ただ、このような評
価がみのがしている労働者や共闘者の矛盾とその現在的拡散の対象化は、清水早子を含む私たちによって、これから開始されねばな
らない。

大阪高裁における神戸大学闘争の控訴審にテーマをもどすと、現在進行中のものは、前記の

第七刑事部（被告人＝島岡、白川）の他に
第三刑事部（被告人＝上原）

第四刑事部（被告人＝松下）がある。

とのスレ（第八四〇号三）（一ページ参照）か被告人によつて増幅される形で控訴審過程へ持続し、弁護人が国選の的場悠紀氏であり第一回公判が九・三である他は不明である。すでに被告人から控訴趣意書は提出されているが、その内容には出会えていない。但し、一九八二・一・一四付で仮装被告団の一人から上原被告人あて

三・一直後の日共の告発により松下へも県警の出頭要求がくりかえされたが全て拒否した。逮捕令状が出されそうになる直前に、すでに逮捕されていた、ある被告人（のちに分離）が松下の△無▽関係を供述して、そのため県警は逮捕を断念したことを松下は一年以上後の逮捕時に警察できいた。松下の逮捕がおくれたことにより創出した過程やテーマと、ある分離被告人（消息不明）の関連は十分に戦慄的である。一九七一・六・一六の南山大学における女性被告たちの△監禁▽罪や竹中被告人が（前）共同被告人からうけた△リソン▽との関連も。（第△一▽号参照）

なお、検察側の主張による、日共幹部への監禁△リンチの空間性は、大学正門、B一〇九、会議室、研究室、歩道橋、研究室、車△を移動しているが、これは松下を媒介する公訴事実の空間性と対応

島岡被告人は、この公判の最終段階で、松下との意見交換にも影響されて詳細な闘争過程、日共反革命粉碎の正当性、起訴の不当性を主張するパンフを作成し、それは多くの示唆を与えてくれるけれども、さらに、自らのぞまないとしても暴力的糾弾の現場（付近）にいた者（少くとも松下）の存在責任、自ら十分に支ええないバリケードを出入りする感覚、処分理由との深いところでの関連が私たちにとっての△控訴▽審として今後、問われていくことは確実である。

もう一つの一九八一年一二月一八日の判決についてもふれておく。これは一九七〇年以降の平和台両院闘争に関するもので、神戸地裁

第三刑事部は、組合委員長と共に懲役一年六月、執行

THE JOURNAL OF CLIMATE

に、もし趣意書を作成するならば、一、一九七一年九月七日のB一〇九闘争への証言をいまなしうるか？

二、一九七一年段階の人事院審理に、勾留されたまま代理人かつ証人であった者として現段階の人事院審理に参加しうるか？

三、一九七四年当時の京大自主ゼミとのかかわり、一九七五年当時の神戸大再入学プランの根拠の現在は？

四、「原被告の公平における竹口詔人の「詫言」書
五、一九八一年二月四日の仮装被告（団）の忌避申立書
のそれぞれを包括しうるか？

という問い合わせにしか成立しない、と提起をおこなっている。松下被告人の第一回公判期日は現在未定であるが、この項でのべ今後見聞する夫婦のことを記す。

今後発見する未踏のルーマを全て引きうける準備をしつつある。

第Ⅱ部 メビウスの環を重層させらるべ公判過程〔抄〕

* へ神戸の人事院審理

「七〇年代を通じて本件の審理が再開される時、まして最終陳述をおこなう時がこようとは殆んど想像できなかつた。いくつもの同位相の事例を含めて永続的宙吊りは決定的にみえ、へ革命／まで果しえない遠い夢の一つであるかのようであった。何がこのへ奇跡／を可能にしたのであらうか？

「一公判過程の展開が、とりわけ東京地裁において国家機構を敗訴直前に追いつめていること（註一）、そのためアリバイ的にせよ審理を再開して敗訴をさけないと体制の威信？が傷つけられるという判断が政治的指導層から生じたことが一つの要因であろう。さらに永続的大学闘争が現在の大学内部においても本質的に展開されており、いわば「七〇年情況」が仮装的に成立しそうな（註二）ために、このテーマについての対決の場が必然的に設定されざるをえなくなつたということが、もう一つの要因であろう。相互の要因を支えるのは、例えば「一九八一・九・一四」付で東京地裁へ請求者の代理人かつ全代理人の代理人から提出されている（共同訴訟）参加……申立書第三項に表現されているへ祈り／であったといふよ

う。（あえて引用しない——註三）

そうであるからこそ本件審理は、その結果にかかわりなく、再開それ自身において巨大な勝利である。（添付する「二・二」付ビラと刊行予定の時の楔通信第五回を必読せよ。——註四）しかし同時に勝利の「序」でしかないことも確かであり、今後の未踏の領域への出立こそが問題である。

本件審理と、それに媒介されるテーマ群は、これで終了したのではない。やっと、その總体の意味をかいまみせはじめたにすぎない。最後の審問の場の創出（情況／存在の矛盾の最終的転倒）へむけて全ての本件審理参加者は共闘せよ！そのためにも本件処分の白紙撤回なしし、それまでの審理持続は自明のエピソードである。」

数百枚の関連資料をよみかえし、その殆んど全てを掲載しえない苦痛に耐えながら、辛うじて筆写した表現の一部は前記の「一九八二・三・一一」付「公平委員会」あて「最終陳述書」からのものであつた。

註一——通信第八四号二四～二七ページ参照。なお、これまでの経過に関連して、五月三日の会通信第四、八号、同別冊、時の通信第八〇号三五～三六ページ、第八二号四一ページの参照が最低限必要である。

註二——少くとも三つの重要な提起がある。

①「一九八一・一二・二五」付の「神戸大学評議会」教授会あての自主講座運動実行委員会の、研究室からの押収物の返還要求と、人事院審理に先立つ全學的討論の場の設定要求。

②「一九八二・一・一一」付の神戸大学教養部独語（谷本）、仏

その總体は

経過の一
部

経過については一九八一・十一・四～六の審理は「五月三日の会通信」第二六号、一九八二・一・二七～二九の審理は前記の「伝習館」～会報第七九号に掲載されているが、本報ノ冊のパンフを必要とする質量をもつていてもかかわらず、闘争への参加に応じて今は回覧方法をとるしかない情況にある。（全ての闘争の経過について基本的にそうであるが。）

このことをふまえつつ、人事院審理の特性を次に列記しておこう。

身体を拘束しても強行する刑事公判、機械的処理をすすめる民事公判に比較して、人事院審理の十年をこえるリズムのゆるやかさ、放置すれば國家の死滅まで何もしないであろう幻想的処刑性は印象的である。

処分理由一二項目のうち刑事裁判の公訴事実が三項目（日付としては四項目）であることは、処分過程、処分理由のもつ刑事事件に対する深さ／広がりを示唆している。不当なものであるとはいえない意味で「無限」を裁いているこの一二項目と、そのスキマにある全テーマを媒介に大学闘争の驚くべき世界（史）性に踏みこむことが可能である。

私たちの試みの圧倒的正当性にいられて国家＝裁判所＝人事院＝大学は、その時間や機構を横断する権力性力学の構造を示していくのも解体作戦がすすめられている。なお、「伝習館」を考える大阪の会、会報第七九号は、このビラや人事院審理の経過を掲載している。今後の時の楔通信にも注目してほしい。

板をも占拠した。ビラに刺激された大学当局は三・二六付の人事院判決（処分の承認）後、n個のロッカーを松下研究室に集積して逆バリを形成したが、その逆バリにもビラを含む表現が出現し、物理的に解体作戦がすすめられている。なお、「伝習館」を考える大阪の会、会報第七九号は、このビラや人事院審理の経過を掲載している。今後の時の楔通信にも注目してほしい。

* 処分者から書証として松下に関する刑事公判の一審判決が提出されて控訴審に共闘し、研究室公判の一、二、三審判決（註一

私たちにとってさえ未開示であった。通信第二四号三七〇三九ページ参照)が提出されることにより最高裁へ確定▽判決とされるものの不確定性の原点からの再審が可能にされた。また、

証言(野村、讃岐田、坂本、浜本、鈴木、中尾、竹中)や証言書(清水、森川、上原、山本、元吉)は、さまざまに一公判へ事的に応用されうる。

*本件審理が現情況における対当局へ大衆団交▽の位相を帯び、学内の拠点闘争や全国的にいくつかの宙吊られた審理を再開させる動力源になっている。さらに時々空間をワープする問題の遍在が明らかになっている。

*闘争にかかる全ての主体の生涯的な表現▽存在の根拠の再検討が参加や証言を媒介で開始されている。

という成果に共闘しているのである。

それ以外に列記すべき項目とその総体の詳細なヴィジョンについては、次の機会に、あなたとの共同作業を媒介で開示して行きたい。最後に、一九八二・六・一五付の再審請求書からの引用をしておく。

「大学闘争は、真理を真理として扱いうる条件の創出により、全ての参加者(もちろん処分者や人事院職員をふくむ)が真に生きはじめる世界をつくろうとしている。この努力が一瞬の光芒を放つたのみで消えたのではないことを私たちは実証し続けるであろう。」

写真を媒介にして検察官が質問しようとしたが、公訴とり下げ後の質問にしか答えない、と拒否され、裁判官も質問の前提条件(一審で提出した文書の重要なものが二審へとどいていない責任の解明など)を意識して制限住居の不变性以外の質問を中止した。

一九八〇年一二月二三日(第一〇回)

検察官は被告人質問終了後であるにもかかわらず、公訴事実の解体を何とかとりつくろうために竹中被告人の逮捕後に写真撮影、指紋採取した二名の警察官(山本義典と山本正雄)に証言させた。しかし権力が現場の竹中イコール現在の竹中を立証しようとすればするほど、竹中イコール森川イコールへ▽という情況的▽存続的テーマの深さに共闘してしまうことが立証されてしまった。

一九八一年一月三〇日(第一一回)

被告人側から、東神大による機動隊導入、学生の告発が誤りであることを決議した時の議長である戸田伊助氏を第一七〇一八、一九回教団総会議事録提出と共に、また、大阪高裁における森川証言速記録提出と共に松下をそれぞれ証人申請したが、検察官(長山)は激しく反対した。それぞれのテーマの巨大な拡張により公訴事実や裁判過程がのみこまれてしまう危機感からであろう。裁判長(小野)は合議して却下し、被告人からの異議も棄却した。

ただ、ハト派の色彩もあるらしい裁判長は内容への関心もあってか、前記の森川証言速記録は刑訴三二八条(検察側の証拠の證明力を争う証拠)として提出しては?と弁護人(河原)に示唆し、その水準で提出された。検察官は裁判長への遠慮から不同意はしなかつたが、森川を出廷させて松下証言の非信用性を明らかにしたい意向を示した。もし、これが実行されるならば、一公判総体にとって大きい波及効果があつただろうけれども、森川佳津子は検察官の電話による問い合わせに対し、証言したくない意志表示をおこなって検察官側の意図を解体していたようであった。この解体が、本質的な仮装証言性の共同把握の水準で展開されるような「審問」の場は、法廷での証言がない場合にも、一層必要になるであろう。これは前記の議事録や確定した東神大闘争裁判についても同じであり、教団本部の宣教研究所資料室に集積している膨大な資料の再検討も開始

* へ名古屋▽高裁

一九八一年九月三〇日(第八回)

被告人質問に先立つて、公判の直前に十年ぶりに被告人と出会った竹内真知子の証言がおこなわれた。証人は現場で「私を逮捕せよ」と叫び続けたにもかかわらず、あるいはそれ故に逮捕されなかつたこと、逮捕されたという既成事実から逆規定して被告人を有罪にすることの誤りを明確に証言した。

それに統いて竹中被告人は、弁護人の質問に答えるという形で、公訴事実や一審判決を根柢的に批判すると共に、この公判と神戸地裁の公判との密接な関連、検察官による記録の横断的提出にふれ、名古屋地裁における松下証言の正確さを歪曲してとらえ(例)松下と竹中の出会いの時期など)、神戸地裁における竹中証言の破壊力を減殺しようとする権力の意図を具体的かつ審問情説的に展開した。

一九八一年一月三〇日(第九回)

この日にも前回のテーマが被告人質問で持続されたが、前回と今回には一〇月二八日の神戸地裁公判で松下にに対する判決が出されている点で重要である。前回の調書は神戸地裁に提出されたが、裁判官は、この決定的な証拠から逃亡して判決を投げ捨てたため、今回の調書と共に、大阪高裁の控訴審をふくむ場で応用されていく必然性をもっている。

被告人に対しては、前回提出しておいた竹中と森川の逮捕直後の

されている。

この日は弁護人と検察官の最終弁論、被告人質問の形態を仮装した最終意見陳述がおこなわれた。閉廷後も戸田伊助氏の所属する名古屋教会、南山学園本部での「自主ゼミ」が持続した。学園資料室として本部三階の一室を退職後も占拠している七七歳の松風誠人氏との対話、かれのカトリック南山批判は楽しい予感を与えてくれる。

學園評議員

一九八二年五月一日(第二回)

ある相馬信夫司教や、定例人権委員会へ被告人や山本氏らが△自発的△に面会△出席することを通じて問題点の追求がなされ、南山大学構内の占拠空間や教員ボックスにいくつもの表現が出現した。

また五月三日△五日の九州教区総会においては山本、永里氏をふくむ△牧師△△信徒△が、仮装的身体表現（サンドイッチマン）と建議案（東神大への援助金の大学闘争の一△公判費用への転用）を媒介に参加者の魂をゆり動かした。（△門司大里教会△月報第一△五△号参照。）なお、この号の後半に掲載されている甲山事件への言及は、△△公判の展開が創出した極限的表現であり、この視点をくぐらない全ての発想や運動は反革命△反存在である。）

これらの関係性に支えられて五月一一日の開廷直後に被告人から弁論再開申立としての（最終意見陳述）書が提出されたが却下され

(被告人のみが異議を申し立てたが棄却) 判決がいい渡された。

本文は「本件控訴を棄却する」の一行であるが、理由の中で被告側の控訴理由とりわけ一審最終法廷の忌避と弁護人解任問題を頂

一九八一年一〇月七日　（公判回数は不明であることを自己～批判的に記しておく。）

一九八二年一月二三日

三月一七日

六月　九日

であるが、日付以外の記述は々次的に困難である。

一〇月七日付で坂本秋子他二名を証人申請したが、直前に坂本秋子証人は、証言をふくむ問題群の重さ、提起方法への異和から子どもたちをつれてへ行方不明になつており、これと対応するようになつた。

であるが、日付以外の記述は n 次的に困難である。

公判自体は前回に続く瓜生（旧姓小林）頼正証人の証言がおこなわれたが、証人は自己史総括をふまえての証言を開始するのを拒否し、部分的かつ形式的な対応に終始したので次回、次々回に持続せざるを得なくなる。かれは法廷以外の「自主ゼミ」をひたすら忌避し、最終的には自宅への訪問者を警官へ通報して排除するまでになつた。

一月一三日は前記の水準にまで転落した証人との激しい「自主ゼミ」の疲労・負傷のために原告（坂本）は身体的にも出廷できず、出廷してきた瓜生証人に対しても、かれを媒介する自己史・闘争史を「一公判の方向性で総括しようとする木村雅子が補助参加申立てにより原告位相で尋問をおこなった。

翌一月一四日付で、前年一〇月五日付で原告代理人からおこなつてゐた懲戒免職の執行停止申立（処分や交通事故後遺症による生活・活動の困難さ、家庭の経済的要因にもよる崩壊の危機への対処）に対する却下決定が出た。裁判官はRB公判と同じ田川、岡久、黒岩であるが、RB公判の時間的長さ、内容的浅さへの裁判所批判で

岡山地裁のRB公判と重層して、RBを媒介する、もう一つの審理が進行している。先述の一九八一・一〇・七RB公判の直前に△行方不明▽になった坂本秋子と子どもたちに関して岡山市福祉事務所長は一月七日付で坂本守信とその家族が世帯を分離したという認定を、生活保護変更決定という形でおこなったので、坂本氏は、こ

為が可能であると、神戸地裁（研究室）公判の前例をのべて主張したために尋問が実現された。

六月九日の公判予定は、木村雅子の補助参加申立に関して最高裁判決を出せないでいるため、このままではまたもや補助参加人にによる訴訟行為が持続することを怖れた裁判官によって延期された。この延期は、連絡をとることの困難な次の証言予定者（小松、大熊）との「自主ゼミ」の時間を与えてくれた点で無意識の共闘であるといえる。もちろん直接的契機は、「私の言葉は原告や代理人からの言葉と同じになる場合も重さがちがいます」と法廷で発語した木村さんが創出しているのであるが。

もあるこの申立に対し決定理由は、申立人の「理念が広く一般の支持を得るものか否かはさて措き」現在も自主ゼミ、連続シンポジウム等をやっているのだから公的活動の場が失われたのではないし、処分後は岡山大学学友会事務員、生活保護の収入があるのだから緊急の必要性もない、というふざけ切ったものであった。

第八四〇号の記述の連續性を公判の日付について述べれば、

* 岡山 地裁

点とする訴訟指揮の問題や、森川＝竹中の交換可能性の問題に詳細にふれざるを得なかつた。判決結果にもかかわらず、このように裁判所に苦慮をした仮装被告団のテーマをまだ苦慮をしいるまでに至っていないテーマ（宗教や言語や生命の根拠とその宙吊り等）と共ににより本質的（審問）の場に出現させていく契機を私たちは獲得しつつある。

の決定の誤りと、坂本秋子の自己史対象化作業への悪影響をなくするために、行政不服審査法による審査請求を一月二八日付でおこなった。

一九八二年一月六日第一回審尋（福祉事務所）では岡山県民生労働部長の指定する更生福祉課員二名に対して坂本守信をふくむ三名によって、問題の本質、公開的な（眞実を語るための）坂本秋子をふくむ審尋の必要性が明らかにされた。

一月二三日の第二回審尋（県庁）では別の所で待機する請求人（坂本守信）から委託された文書を浜本多恵子が参加の申立と共に、坂本秋子あて提出し、別室にいる坂本秋子と眞の公開討論を要請したが拒否された。

三月六日の第三回審尋（県庁）の記録は次の発言で終っている。問（主事）あなたの妻は、シンボジウムの仲間が昼夜別なく住居を訪問してくるため家庭が破壊されていると言つており、また、あなたが家庭的な態度を取らない等を理由に別居したということだが、今後、妻の主張する事態の改善について、あなたはどう対応していくつもりか。

答（請求人）秋子を含めた証人申請書にいう四人での対質によって秋子の眞の意向を確認のうえないと答えられない。

以上の断片のみでは全体の経過はとらえ切れないが、少くともRB空間を媒介に、いえ、家族などのテーマが、たんに裁判所水準のみならずより深く問われつあること、その方法に多くの試行錯誤がありうるとしても巨視的には大学闘争の普遍的な問題性がここまで深化していること、ここを媒介として、かつ、そのように媒介す

第八四〇号一九ページの公判日付リストに補充しておくこと。
一九八一年一月二〇日（第八回）に、今井証人に対する被告人の反対尋問中に傍聴席から発言したとして△氏（△坂本△氏といふ説もある）が強制的に退廷させられた。

一九八一年九月八日（第一五回）から検察官が高田謙へ交代しているのは不適格審査請求をうけた川口晴司が、請求は却下されたにもかかわらず検察内部の批判に耐えかねて九州の弁護人へ転業したためである。

この九月八日は片山恵子こと鈴木ものが生命誕生直前の時期であるため（不）出頭したこと、証人として申請され、はじめて出廷した古家野弁護士が却下後、弁護人として逆に浜本被告人に質問するためである。

この九月八日は片山恵子こと鈴木ものが生命誕生直前の時期であるため（不）出頭したこと、証人として申請され、はじめて出廷した古家野弁護士が却下後、弁護人として逆に浜本被告人に質問するためである。

この九月八日は片山恵子こと鈴木ものが生命誕生直前の時期であるため（不）出頭したこと、証人として申請され、はじめて出廷した古家野弁護士が却下後、弁護人として逆に浜本被告人に質問するためである。

特に今井証言の虚偽を撃つべき村山葉子への被告人からの提起の意味を媒介して。その後も巡礼は持続中である。

一九八二年二月一日（第一八回）

前回の持続で被告人質問。直前的人事院審理との関連での証言も目立った。なお裁判長（横山）は本件の現場にいた女性について被告人（浜本）が質問する前に、それをさえ切つて「実際よりもしなかつたものをおったかのように」質問するな、と驚くべき予断的態度を示した。異議に対しても、どの法令に違反するかいえ、と自分の専門性を被告人の権利を排除する方向で辯護し、それを批判されて、しぶしぶ棄却。再度の異議申立も、それはできないと棄却して悪質さの典型を立証した。かれは被告人（鈴木）に対しても現場への卵をどこからもつてきたか知りたがり、「片山恵子性と自己史の交点から」という正確な証言に焦立つて被告人質問を禁止する恫喝をくり返した。

一九八二年二月二三日（第一九回）

開廷直後に前回の訴訟指揮をふくむ公判過程総体における裁判官の不公平な裁判を批判して弁護人（吾郷、河原）から忌避申立書が提出された。予期しない事態に裁判長（横山）は蒼白になって却下。論告の前に△一・一五〇付の松下昇をふくむ仮装被告（団）からの「証言」書が提出された。これは松下らの証人申請却下の批判、現場検証の不正確さの指摘と共に、かつて一九七一・二・一五の神戸大学の△焼闘争で逮捕された松下に△一・一八〇付で勾留決定を出した、当時は神戸地裁所属の裁判官横山の十一年性の責任を問う

裁判長が被告人に最終意見陳述をうながした時、浜本から「片山恵子」性の忌避（第一回）。却下と発言禁止に対し鈴木から重層的に忌避（第二回、第三回）。却下と発言禁止に対し浜本から三回にわたる忌避を受理しえない裁判官の位置に對して忌避（第四回）をおこないつつ前記の「証言」書を朗読しはじめるが途中で却下され、退廷△拘束。落ちた「証言」書を鈴木が拾いあげて、最終意見陳述の構成要素として読み続けつつ、それ自体を忌避（第五回）として展開し、朗讀が神戸地裁時代の横山の部分になったところで退廷△拘束。

制裁裁判（昭和五七年秋第一号と第二号）は浜本と鈴木に対してそれぞれ監置三日であったが、鈴木は制裁裁判の法廷をライターでくだけて再拘束され、その制裁裁判（同第三号）で監置二〇日をいい渡されつつも、靴を裁判官へ飛翔させて再々拘束。この無限の何かに恐怖した裁判官は、これ以上の制裁を宙吊って靴も返還した。収監された二名は忌避の却下と、制裁裁判の決定に對して現情況でなしうる極限的表現を展開し、それがたんに権力のみならず大學闘争以降の全存在領域転倒の苦闘の深さから発していることを明らかにした。四月六日付で最高裁第二小法廷が忌避と制裁に關する重層的特別抗告を同時に、しかもはじめて申立人を片山恵子と特定して棄却しているのは、被告人らの水準に逆規定されているためであると考えられる。

る自己的方法を根源的に再検討しつつ全ての生活と存在の場面にかかる必要性が出現していることはいえよう。これは五・五のRB三〇二における連続シンポジウム以降、より明確に自覚されてきている。詳細は参加の度合で伝えるが、六・二二付の棄却に注目されたい。

* △松江△ 地裁

第八四〇号一九ページの公判日付リストに補充しておくこと。
一九八一年一月二〇日（第八回）に、今井証人に対する被告人の反対尋問中に傍聴席から発言したとして△氏（△坂本△氏といふ説もある）が強制的に退廷させられた。

一九八一年九月八日（第一五回）から検察官が高田謙へ交代しているのは不適格審査請求をうけた川口晴司が、請求は却下されたにもかかわらず検察内部の批判に耐えかねて九州の弁護人へ転業したためである。

この九月八日は片山恵子こと鈴木ものが生命誕生直前の時期であるため（不）出頭したこと、証人として申請され、はじめて出廷した古家野弁護士が却下後、弁護人として逆に浜本被告人に質問するためである。

この九月八日は片山恵子こと鈴木ものが生命誕生直前の時期であるため（不）出頭したこと、証人として申請され、はじめて出廷した古家野弁護士が却下後、弁護人として逆に浜本被告人に質問するためである。

この九月八日は片山恵子こと鈴木ものが生命誕生直前の時期であるため（不）出頭したこと、証人として申請され、はじめて出廷した古家野弁護士が却下後、弁護人として逆に浜本被告人に質問するためである。

一九八二年三月一六日（第二〇回）

「鈴木そのこと（片山恵子）……」

判決宣告までに全ての「判決」が被告人側から裁判所をふくむ圧構造総体に出されているような法廷であり、それぞれの二四時間性の被拘束領域から出廷した被告人らは、幼い「〇くんを媒介にふるまいつづけをへ聞き流した」。逆に、裁判官の方が、おびえ切つており力弱く朗読をおえると、すぐに姿を消した。なお裁判長の横山武男は松江にいにくくなたのか、四月以降、岡山へ転任したが、むしろ被告人らの根拠地へ閉じこめられたといえよう。

昭和五五年（第四七号、第五二号）の判決の主文は、「名に対し、懲役一〇月（未決定勾留日数九〇日を刑に算入）、執行猶予三年、訴訟費用を連帶負担させる」というものであった。判決理由は、これまでの公判過程でおこなった無数の決定に比較して著しく色彩を欠き、たんに法的な書式ができる限り簡単になぞったものにすぎない。

「記録によれば〔…〕昭和五七年五月二十四日までに被告人から控訴趣意書が差し出されなかつたことの各事実が明らかである。〔…〕」

「刑訴法三八六条一項一号により本件控訴を棄却する」

五月二七日付でこの決定（昭和五七年（第一五号））を徳島の浜本多恵子に送達した広島高裁松江支部の裁判官（藤原、萩原、安倉）は、決定までにかなり考えこんだのではないだろうか？ あれほど徹底的に表現を提出してきて、却下（棄却）に苦慮させられた被告人から沈黙しかきこえてこないとは…。

一方、鈴木そのの筆跡による「控訴趣意」書（「序」）は、

申立主体として、五月二一日付で提出されている。内容は「片山恵子」性が権力によってのみならず自分たちによつても本質的な審問に至りえていないことを基本として一審過程の総体を対象化を予告しているが、六月一四日付で棄却された。

この表現は制裁裁判における無限の飛翔性（星）を思わせる生命感にみちていて、先述のもう一人の被告人の深い沈黙と対比的であるが、それぞれ一九八二・五・五のR.B.三〇二での連続シンポジウムとその後の展開に全存在をかけてかかわった過程の一つの影であるという点では共通している。私たちがその共通点を媒介として大学闘争へ向けて闘争の全テーマにどのように深くかかわって行けるかが、法廷をこえるあらゆる「控訴」的状況の場で問われつつある。

* 「高松」高裁

記述したい高松高裁の公判は少くとも二つの過程が重層しており、一つは山本光代の控訴審である。（第八四〇号一八〇一九ページ参考照）

一九八一年一〇月二一日（第一回）

国選弁護人（近石）の控訴趣意書は量刑が重すぎる点のみを指摘しているにすぎず、被告人の趣意書は具体性および「一公判の總體性との関連が不足しているため、松下昇をふくむ仮装特別弁護人

（団）は、時の楔通信第八四〇号一五〇二二ページの校正刷り（註一）公判期日までには第八四〇号は未完成）をふくむ「控訴趣意」書を被告人を通じて提出した。目を通した検察官（赤池）や刑事第三部裁判官（柴枝、川上、田尾）は第一回で結審の予定がくずれて次回へ続行。

一九八一年一月一六日（第二回）

弁護人が前述の「控訴趣意」書を、自分にもよく判らないといつても正式に提出。証人申請（大塚、鈴木）や証拠提出命令の申立（被告人は七月事件の現場写真と診断書、十月事件の頭髪、三月事件の未押収文書を要請したが弁護人は写真のみ申立）は却下され、裁判官は次回の被告人質問を強制してきたけれども、被告人の努力により、在廷証人があれば短時間証言させるということになる。

一九八二年三月二三日（第五回）

出廷した鈴木証人は「次のテーマを証言するつもりであったにもかかわらず、裁判官は第一の公訴事実についてのみ、しかも弁護人からのみ質問させ、被告人からの質問は禁止した。異議申立は棄却されたが、この申立をしうるようになつた弁護人の変化は大きい成果というべきである。かれは結審の遅れに焦立つ検察官に対して、「結審を急ぐだけが芸でもあるまい」とうそぶくまでになつた。自分の弁護士事務所で実習している司法修習生の面前であつたせいもあるが。

在廷している証人（鈴木その及び近久和久）は証言しないテーマを直後に証言書として提出し、被告人は、この日の訴訟指揮に関して特別抗告をおこなつた。

一九八二年四月一三日

四一一の被告人からの弁論再開の申立は却下（前述の特別抗告も却下）され、「控訴棄却」の判決があつた。

四一〇付で被告人から上告し、国選弁護人（佐々木国男）との趣意書作成作業が進行している。

もう一つの高松高裁の控訴審は、徳島地裁の昭和五五年一月二九

日の判決言渡（原告＝浜本多恵子）に関するものである。（通信第△二七号三七ページ参照）

この昭和五五年行（コ）第三号事件（民事第四部）の公判期日は、原告が松江刑務所に長期勾留されているため延期を重ね、保釈後も、判決正本を含む関係書類多数が押収のまま返還されないので、さらに延期を持続していた。浜本を被告人とする松江地裁の公判の判決（一九八二年三月一六日）以降も押収品は宙吊られているが、これ以上延期は困難と判断した原告側は一九八二年五月二七日の公判に代理人弁護士（古家野）を通じて準備書面と証人申請書および文書提出命令申立書を提出する準備をおこなった。

証人の氏名と立証事項の要旨は次の通りである。

桑原 章——当時、原告と同様に医学部闘争に参加し、在学延長申請をした時の経過。

大塚 久——前記申請時の主任教授で、山本光代の刑事事件の当事者でもある。

山本光代——山本処分と浜本処分の関連と現在までの経過。

石村泰子——当時の助手で原告の研究態度、成果などを証言しうる。浜田良策——前記と同じ内容を、より本質的に証言しうる。助手をひつそりとやめた人。

杉井順子——一審最終法廷での忌避申立の必然性と、一公判総体との関連。

川合吉雄——前記と同じ内容を自己史の転倒・再生過程で証言する必要性をもつ。

今井勝行——本件と松江地裁の審理の関連を含む本件処分と事判決への責任について。

設定を原告側から申し立てない限り却下する姿勢を示している。私たちのそれぞれが、この時間帯に何かをなしうる度合が、なにものかから測られつつある。

* △東京△ 地裁

一九八一年一二月七日（第一回）

この日は開廷までに原告（松下）は人事院へ行つて一月の神戸の人事院の審理の記録数百枚を謄写した。部外者は自分で調達せよという青焼きコピーの感光紙を求めて都内を数時間歩いた後で、権力の権力ともいえる人事院の気配が室外の部外者用の複写機のところに伝わってくるのを、いつか転倒すべき手ざわりの一つとして意識にコピーしながら。

開廷後、原告（人事院、国）は、人事院審理を再開したことを中心とする準備書面を提出し、裁判長（渡辺）は、原告代理人（河原）に対して、もう訴をとり下げたら、といいた気な質問をしたが、原告側からは、十年間放置した責任や政治的再開こそ批判されるべきであり、むしろ今後の本質的な審理の持続、損害賠償の必要性が裁判所によって確認されるべきとする準備書面を提出した。

一九八二年二月二五日に予定されていた第一回公判は被告の申立て延期されたが、これは東京地裁の結審までに、一月の人事院審理後の判定をおこなうという政治的策謀からであることは明らかであった。これを見抜いていた原告側は二月九日付の準備書面で包括的

村山葉子——今井証言の虚偽性を村山公亮の死因との関連で対質を介して明らかにする。

これをふまえて本人尋問をふくむ仮装原告（団）の証言が実現されていかねばならない。

五月二七日には原告は、五・五連続シンポジウム以降の自己史と総括のために「不」出廷せざるをえなかつたが、同じ日に松江の事件に関する控訴棄却の決定が出ており、（三三ページ参照）今後の民事控訴審をその内部に刑事控訴審をふくむ事（控訴）審として展開すべき情況的構造を示している。

さらに重要な関連を付記すると、前記の△消滅▽処分取消請求は、

損害賠償請求と併合して提起されてきたにもかかわらず、裁判所は前者についてのみ△一審へ移送し、後者については昭和五五年ワ第一〇四号事件として徳島地裁に留置したまであった。この分離を固定する意図をこめて公判期日が一九八二年六月二九日に設定されたので原告は、この日付で審理の開始△進行に関する申立を裁判所へ提出し、法廷へは△不出頭した。

申立の要旨は、前述の昭和五五年行（コ）第三号の控訴審が本質的に展開されるならば、徳島地裁へ差しもどされる以外になく、その後で本件と併合的に開始されるべきであり、また松江における関連書類の押収持続、出廷条件の根底的創出のための関係性を追求する必要からも公判を延期すべきであるというものである。

ここには先述の△事の一控訴△審の展開がさらに松江→高松→徳島と引きしほられ、原告を媒介する何かが原初形態の卵にとじこもりつつ、再び飛翔の時を準備するという姿勢が感じられる。徳島地裁は六月二九日付で休止の手続きをとり、三カ月以内に公判期日の△新潟△における宙吊りを止揚していく契機をつくった。

批判をおこなうと共に、新潟の人事院審理を媒介に提出されつある証言書（五月三日の会通信第二二号二七ページ参照）や関連する重要表現についての人事院の取り扱いを併合的に批判し、人事院審理の△新潟△における宙吊りを止揚していく契機をつくった。

一九八二年四月二二日（第一二回）

原告（松下）は日本基督教団本部の宣教研究所資料室にある東神

大闘争関係の資料群を閲覧してから出廷した。これは大学闘争と諸幻想領域（宗教をふくむ）の現在的関連性を追求し応用するためで

あり、上京の度に△自主ゼミ△の場となつてきている。

開廷前に清水早子の前年△九・一四△付に続く△四・一二△付の△共同訴訟△参加△申立△が到着しており、これをめぐる議論と、民事第一九部あて第二次訴訟（後述）との併合要求のために、三・二六判定を書証として出しつつ結審を期待した被告の予定は解体してしまった。（註――前記の判定は△処分を承認△している。）

一九八二年六月八日（第一三回）

午前のロッキード判決、午後の△愛のコリーダ△判決の市民的△興奮の名残りがある裁判所の廊下で、原告は書記官や廷吏と△自主ゼミ△をおこない、かれらは△裁判過程は最終的革命までの権力の罪状を明らかにし、全存在領域の変革へ応用する楽しい実験の△にすぎない△という原告の言葉におどろき、どこかで共感していた。

開廷後も裁判長は参加申立についての△事闘争の経験を原告から教えてもらい、本来、不可分な本件の構造が民事第一部と第一九部に上層部の指示で△分離△されている意味に気付かされて次回期

日さえ決められずに閉廷した。

原告および「共同訴訟」参加人から提出された六・八付の表現は前記のテーマが集約表現されており回覧していただきたいが、
参加人・森川佳津子を被告・松下昇と併記している研究室公判第一
・二・三審判決のうつしを添付していること、このうつし自体が人
事院審理において処分者側から出された書証であることを付記する。
この構造が暗示しているように「公判は決して権力の設定した
一→二→三審という直線軸や、事件ごとの独立性という枠内で展開
されているのではない。これは例えば処分されたからすぐ処分取消
訴訟をおこすという方法を原告（松下）がとっていないことを、ど
れだけの深さで驚くことができるか？」という問い合わせをしてお
く。

前述の民事第一一部に対応する第一九部の公判が出現した経過を
素描すれば次の通りである。

一九八一年一月二七日～二九日の神戸での人事院審理の直前、
一・二二～付で松下は処分と給与減額措置は同一の理由からなされ
てきたから併合して審理せよと人事院へ申し立て（x）、人事
院審理の展開自体が処分説明書の未交付状況を立証したので新たに
二・四付で審理請求（y）をおこなった。

三月二日付で双方の却下決定。

（あよぶ（アシ）四月九日付で東京地裁あてに原告（松下）から（x）の取り消し
と（y）の受理を東京地裁に係属中の事件に併合する方向での訴状
提出。

その後三月二六日付の判定（一九七一年以来の人事院審理につい

第二回公判（七月五日）の期日設定に対する（六・二三～付で
「訴訟の進行に関する申立書（二）」が郵送された。今度は出頭し
うる条件として、
一、前回の参加申立についての判断の送達
二、法律扶助協会の反応の確認（註一）
三、六月八日の民事第一一部の公判における人事院側代理人の發
言の撤回（註二）
を上げている。

註一——法律扶助については通信第八〇〇号三五～三六ページ参
照。今回は東京の法律扶助協会に対しておこない、七・五に事
情聴取の場を設定すること、適用するかどうかの決定まで公判
延期を裁判所と交渉するようになっており、責任ある対応はな
いままである。
註二——人事院側の代理人（五名）は第一次、第二次の訴訟で同
一であるが、原告の五・二一の「不」出頭がよほど「不」愉快
だったらしく「勝手にこないで批判を加えるのは許しがたい」
という趣旨の発言をした。

（非）存在闘争（刑事案件を媒介するものについては五月三日の
会通信第二四号二七～三四ページ参照）を民事裁判においても強い
る関係性と今後どのようにたたかうかをたのしく想像しながら、こ
の項は七月五日に六甲の斜面で記されている。

てのもので、処分を承認するという内容）が四月一二日に送達され
たので、この判定の取り消し（z）を追加。

東京地裁の首脳部は、この（x）、（y）、（z）が現在の民事第一
一部の公判に併合されると、時間に関するかれらの権力性力学が
破産してしまうことに恐怖して、民事第一九部に係属させた。内容
としては不可分であるが今後、私たちは第一部係属のものを第一
次訴訟、第一九部係属のものを第二次訴訟とよぶことにする。

ところで、第一次訴訟の代理人であった河原弁護士は、第一次訴
訟の一審まではともがく第二審以降と、第二次訴訟は一審自体を引
き受けかねるという意向を示したので、この点でも困難は加重され
てきた。

第一回公判（五月二一日）の直前に原告をふくむ仮装原告（団）
は（五・二一～付で「訴訟の進行に関する申立書（一）」を郵送し
た。その中には当日の「不出頭の理由として分離から生じる法的
・経済的・本質的不利益と、その転倒の方法としての訴訟参加人への
委託が記されている。参加人は任意の者が民訴法第（六四）七五
条を仮装しておこなうことができるので、第一回公判に対しても
（五・二一～付で清水早子が「共同訴訟」参加…を（片山恵子）
方（鈴木その）が「清水早子」への「補助参加」を申し立てる文書
を提出した。私たちにとっては十年をこえる親しい方法も東京へ地
方▽裁判所の裁判官には未経験の事態らしく、開廷はしたもののが被
告（人事院）代理人をふくめて呆然と（一）の前にうずくまつたま
ま閉廷を迎えたようであった。なお、この時間帯に原告は「自主ゼ
ミ」の子どもたち（まい、とき、みな）と六甲の海で遊んでいた。

第三部

*批判の連環的構造について

第八四〇号のII、一、一過程断片で記したテーマのその後から報告してみる。

一九八一年一月からの再開人事院審理闘争の準備のためにへ占拠中の神戸大学の松下研究室へ出かけた被へ処分▽者（松下）は、近くの廊下に置かれていた仏語初級会話（フランスからきたばかりの若い女性ドビアさんが講師）の履修カード提出用ボックスの内容を自主管理し、カードの代りに一九八〇年独文学会闘争時の元吉さん（ドビアなど）を入れた。この偶然を媒介に学内外の「自主ゼミ」実行委は、ドビアさんのクラス（毎週月曜）とそれに隣接した独語クラス（担当は八〇年から八一年にかけて学会に対する声明について無節操ぶりをバクロした谷本氏）に参加し、第八四〇号二八〇二九ページのコピーなどを配布しつつ、神戸大学闘争の十年をこえる現在性、共有のテーマの一つとしての成績・単位制度の問題を提起していった。その成果の一つが、一九八二年一月の人事院審理直前の表現に示されている。（二六ページ参照）この拡大（自主ゼミ）は、

当然、大学当局へ担当教官の反映と要求自体の宙吊りを結果させたが、提起主体の竹中さん達は「自主ゼミ」の子どもたちと共にA三〇研究室を占拠しつつ、そこからさまざまの教室へ出撃し、大学の空間や意識の風化の度合を実地検証しつつ事的な成果を獲得した。

との自然過程に依拠しすぎて、七〇年代を通じて深化している複素数的関係性の経験と方法の対象化・応用の契機／媒介を見失いがちであった。（②対等性のとらえ方のあいまいさ（参加者は先駆的に対等ではなく、意識とは別に教官は単位認定権を全ての参加者と共有しない限り、制度上の権力者である。）③バリケード性のとらえ方のあいまいさ（展望の有無から自主管理や二四時間性／生涯性の闘争を考えるのではなく、テーマの情況的必然を一人でもまずへバリケード▽的に実現し、その意味を共同で対等に深化させていく、という大学闘争の基本的情念／原則の無視。）という点は指摘していく。

神戸大学評議会は、ひとりのへ松下昇▽をへ処分▽しようとしている。

各評議員（およびかれらをへ代表▽に選びだした教授会構成員たち）は、ひとりのへ松下昇▽が十人であり百人であつたら、へ処分▽をためらい、あるいは放棄するであろうか。

いや、へ処分▽の権限なるものがそもそもへ国家＝法▽によって与えられたものであり、かつかれらはへ大多数▽のへ代表▽たるゆえをもってこの権限行使するのであるから、へ大多数▽がへ国家＝法▽の存立基盤とされているブルジョア民主国家においては、かれらはへ無限▽にこの権限をへ私有▽しつづけるであろう。

いうまでもなく、国家権力とか支配階級とかは、特定の個人の集団のごとくにして、へ私▽たちから遠くはなれたピラミッドの頂上に住みついているわけではない。

へ大多数▽の個々人が、生活社会のなかで、どこまでもこのへ大きな重要性をもつ。現段階でよくたたかっているように見える人々さえも、國家権力や大学当局へは無論、荻原氏や芹沢氏への批判を第八四〇号の水準で共有していると思いつくんでいる人々さえも、最終的批判を自らの拠点と存在様式につきつけられると、共同幻想

この経過は第八四〇号に掲載されている熊本での「自主ゼミ」と深いところで共闘しつつ対比的な方向性をもつていて。前記の方向性は制度的にも保障されない場で学へ外▽者が、風のような偶然を手がかりにどこまで大学闘争の必然性を展開するかを示している。

一方、熊本大学では制度上の担当教官を媒介して一九八一年六月と一月には学外者をへ講師▽とする公開授業が成功をおさめ、それには報復するように熊本大学当局は、元吉さんに対する一九八二年四月からの非常勤講師の契約を破棄した。これ自体は不当なことであるが、問題は、このへ処分▽の可能性が明確になった段階で、へ処分▽の要因をつくったへ講師▽をふくめて開かれた一九八二・一・二三集会が表面的な派手さとうらはらに、へ処分▽の意味を逆転し応用する方針を大衆的に共有しえなかつたことである。集会に続くシンポジウムで参加者（松下、永里）は、へ処分▽撤回、学外からの非常勤講師の実現までは少くとも成績表を自主管理すべきであると主張したが、十分に討論されないまま終了し、その後、現在の学生の水準、当局との力関係の転倒に自信を持ちえない担当教官らの判断によって、へ処分▽が確定的になった二月末に、一・二三討論の方向性に反して成績表を提出する、という結果に至ったのである。どのような理由づけをしても、この結果は一九七四年度の京大自主ゼミにおける奥野教官の水準を越えるものではない。むしろ、京大・奥野氏、新潟大・佐藤氏などの先例を批判的に対象化しつつへおくれてへきたものの有利さから出発したにもかかわらず先例を越えていられない事態はより深刻な自己批判の根拠をもつていると考えなければならないであろう。詳細は質問者に直接に展開するが、少くとも①公開性のとらえ方のあいまいさ（可視的かつ持続的に参加するこ

論や身体論の一定水準の達成を自己流に理解して居直り始めた。このような現象は、おそらく、さまざまな場で生じうると考えられる。戦後史過程の苦闘にみちて創出された思想性が、技術や装飾のように用いられかねない事態は想像以上に危機的である。

これと関連して、私たちを今も力づける表現の主体▽軌跡が、よく見えなくなっている例を上げる。

熊本における無惨な経過を転倒するために岡山大学連続シンポジウムを中心、持続的な批判と、具体的提起（これまでの熊本の「自主ゼミ」）に参加してきたもの総体への提起なしに提出されてしまつた成績表の奪還など）がおこなわれたが、提起方法の根底にある発想への異和（例えば、提起主体を個有名詞としない。提起内容が闘争をこえるふれたくないテーマにわたる等々）から応答がなかつたので、一九八一年四月二七日から二八日間、坂本氏は「乞食」の位相で「輝け／元吉処分」をテーマに集会のおこなわれている熊本大学学生会館入口にすわりこんで討論を開催した。この経過レジュメは、

いつでも公開可能であるが、これは大学とか単位制問題にとどまらない重要性をもつ。現段階でよくたたかっているように見える人々さえも、國家権力や大学当局へは無論、荻原氏や芹沢氏への批判を第八四〇号の水準で共有していると思いつくしている人々さえも、最終的批判を自らの拠点と存在様式につきつけられると、共同幻想

神戸大学評議会＝各教授会の構成員が、大学自治＝正常化維持を名目にして松下処分を強行しうる根拠は、研究でも教育でもなく、国家＝法のなかにしか存在しない。

かれらは処分に加担することで、なにを表現しようとしているのか。

もともと国家に限定されたものであるかれら国家公務員の生活＝じたいを、あらためて国家の存立基盤のなかへいっそう深入りさせることである。これが大学闘争の全表現をひたすら圧殺してきたかれらにもたらされる反作用＝反動の結論なのだ。

にもかかわらず、かれらは国家にたいしては大学の自治を無限に強調する。この二重性こそ、私たちがどこまでも打倒の対象とすべきもの、大学闘争の真の課題である。

神戸大学というひとつの共同社会が、ひとりの松下昇を処分し排除せんとするとは、大学という共同性を、構成員個々人が、みずから内部に幻想的規範力としてとどめておくことができず、授業という自他への強制力、さらには処分といふ他者への暴力にまで疎外＝現実化せずにいられない、反動＝反革命の過程にあることをしめしている。

この反革命の陣営＝大学のただなかへ、私たちがいまつきだしてゆくべき処分粉碎闘争は、決して諸権利の主張ではない。私たちの生活と存在を、かれらの階級性の内部に包摶せしめ許容せしめ、疎外を解消することを要求するものではない。かれらの階級性にたいして、私たちが表現すべきことは、いっさいの権利を拒絶し放棄したときに私たちがなものでありますか、という存在の苛酷な階級性であるはずである。

の原本の対がおいてある。○を改造するから退去してほしい」という京都の人々に直接つきつけることはしてこなかった。そのような対象には不相応な、圧倒的な徹底性とリズム感があるためであり、また、苛酷な存在の階級性という概念を言葉として空転させ合いたくなかったためであった。

一九六〇年安保闘争後十二年をへた一九七二年六月一五日付で東京都立大学から懲戒免職処分の通告を受けた菅谷氏は、一九七〇年の前記の表現後十二年をへた夏、どうしているだろうか。これは決してかれの現在を批判的に想像していいのではない。このような表現の主体に私が仮装しようと努力させて続けてくれたことの感謝をこめて、それが表現論としてかれからどのように把握しうるかという、ひそやかな原初的な問いとしてつぶやいてみるのである。

次の項目に、通信などの応用・断片例を記すが、その前に、この項目との関連で、時の楔通信への反応について記したかった。応用過程自体が反応の逆過程でもあるが、その全てを述べつくせないし、別の領域にはみ出てもくるので、この項目で一、二例だけを示すことにする。

通信第四号の「評論家による処刑」に関して第三領域の高橋氏が掲載を撤回すべきという意志表示をしたのと対比的に、白夜通信（連絡先＝尼崎市富松町三丁目二五番八一—〇六号、村尾建吉）が、その全ページを共闘表現でうずめている。この表現の精密な論点の総体は、時の楔通信のまぐろにはなしえない力業であり、大きい示唆を与えてくれている。時の楔通信は、その必然

だ。

この苛酷さのうえにたちきるときこそ私たちは松下処分＝粉碎闘争を、私たちすべての固有の闘争としつつ、同時に眞の共闘の戦線をきりひらくものとしうるであろう。この課題にこたえることが、私にとつての処分粉碎闘争であり、授業拒否永続化の意味であるとおもう。

六甲空間における総決起集会が、私たち個々の抵抗拠点にとって、みえざる共闘の戦線を表現するにものかとなることを期待して、私および解放学校からの発言をおくりとぞけたい。

一九七〇年八月八日

菅 谷 規矩雄

VVV－闘争の主体の一人（松下）にとって、この表現は、十数年間、重要な決断を迫られる時に何度も鳴りひびき、共闘してくれた。この表現は同時期の共闘表現を掲載した五月三日の会第三号や、菅谷処分過程の文書を掲載した同第一号からはみ出している。一九七〇年八月に青焼きコピーが数十枚配布されたが活字としては通信のこの号に辛うじて出現したのである。

この表現を、「クラスの大多数の学生の同意を得がたいし、処分を裁判で争うときに罪状をふやしたくないから、成績表を提出する」という熊本の人々や、「研究室不足を解消するために占拠中のドイツ語ゼロックス室」（註――ここには菅谷氏の表現

的位相からこのテーマのみに集中できず、これらのテーマのうちの連環の根底へ突入していくつもりである。なお、時の楔通信のそれのテーマは、相互に仮装性の必然をもっており、どのテーマについて展開しても、それぞ他のテーマへも迫つており、かつ連環の根底へ突入したいのであることも付記する。

もう一つの第四号および松下の表現へのありがたい反応は、「未字ちゃん」の問題が個的なことであり、大学闘争が共同的な問題であるという類別は、ぼくにはさかしらない方としか見えません。「……」ぼくが、万が一、無数の未字ちゃんを自分のなかから剥離することなしに、自分も、自分のかかわりのなかの他者も生きられないとするなら、そのときは、ぼくは書くことも読むこともやめたいと思っています。」という、未だ会ったことのない、また具体的には大学闘争にかかわっていない、と思われる人からの私信であった。

ただ、それにしても私（たち）は、どこかで根底的な誤り／偏差に陥らない保障は全くないので、どのようにきびしい批判も遠慮なく提起していただきたい。一九八〇・五・五の連続シンボジウム（岡山RB三〇二）以降、より深くうけとめられはじめているが、私たちのそれぞれが、それぞれの固有性かつ情況性の特色の中で、一瞬後には批判の根拠を自ら解体させかねない要因を育て、かつ無感覚になっているのかもしれないから。

このような自己＝批判の要因をふくめて、この項の総体をとらえなおすと、批判すべき構造自体の連環／交差が、私たちの全情況／存在の基底をくぐり抜けていることにあらためて気付かせる。ここに記した飛沫のみならず、海のような拡がりや波動や重さ、そ

*通信などの応用・断片例

時の楔通信第八一〇号二三〇二七ページに登場する広川茂子が、三年間の沈黙をこえて一九八二年四月八日の六甲へ子どもたち及び女性の友人と共に巡礼し、本質的に松下末宇の眠る（B一〇九）斜面へ到着する条件として第八一〇号を入手して去った。

人事院審理に請求者（松下）側の書証として提出された。第八三〇号は松下に関する「控訴」申立書に添付され、趣意書には五月三日の会通信第二五号が添付された。

二年一月～六月に渡されている。なお「恋涯」同人へは松下から送る条件を提示しているが応答はない。

書店には今のところ実験的かつ梁山泊との関連（松下昇発言集、冒頭の註を参照）で、東京地裁への松下の出廷の時に新宿模索舎へおかせてもらっているが、あくまで実験的にであり、商品流通過程として拡大するつもりはない。この場所と対比的にもう一個所実験的においていた神戸大学生協書籍部では当局への遠慮／自主規制から店頭に出さず倉庫にへ拘束／状態にしておくことが度重なったので、これを批判して委託をうち切り、学内でも直接的に配布していく方法をとりつゝある。

以上は断片的にすぎないが、読者諸氏は、私たちの表現に、どこで、どのように出会っているか、その表現的／情況的意味は何か、を再検討していただきたい。表現のへ原本／性の「直接」購読は可能か？……

まの祖母に渡し、また熊本で一九八一年度の授業をおこなう元吉さんは、このパンフや熊本版正本ドイツ語の本を「教科書」として使用しつつ公費での購入を実現した。(三二一版「ドイツ語の本」)の真の対として、それを「無断でマス・プリした」と一〇三出版の本も学生一人一人に購入されつつ教室を「占拠」した。但し、正本ドイツ語の本の改訂プランは熊本の困難さの喩として宙吊りのまま。)「占拠」という視点からいふと通信各号をふくむ全表現は、神戸

◇ 訂正 ◇

関連する各号に、次の校正ミスがあるので訂正します。

四ページ上段左から六行目「テレバ・シ」→「テレバ・シ」

五ページ上段左から四行目「占拠された者」のあとに「、」を入れる。
一六ページ下段右から三行目さいごの「。」をとる。

五月三日の会通信第二六号

五へ「シ下段左から二行目「鉢木」↓「竹中」
七ページ上段右から十一行目「引用したかづた」↓「引用しなかづた」

二二二。ページ上段右から十一行目「証言したくない。」の「。」を「、」
二二三。

三五ページ上段左から二行目「一九六七」→「一九六九」
三七ページ上段右から三行目「一〇・九」→「十二・六」

三七ページ下段右から九行目「裁判所」→「検察庁」
三七ページ下段左から三行目「処罪」→「处罚」

時の楔通信第八四▽号